

第 1 0 期

高齢者福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画（素案）

令和 9（2027）～ 1 1（2029）年度

令和 9（2027）年 月

茅ヶ崎市

目 次

第1章 本計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	4
1 法令等の位置付け	4
2 エイジフレンドリーシティ行動計画	5
第3節 計画期間	6
第4節 国等の主な動向	7
第5節 日常生活圏域の設定	8
第6節 本計画における用語のとらえ方	9
第2章 高齢者を取り巻く状況	11
第1節 人口と高齢者の状況	12
1 人口と高齢化率の推移	12
2 地区別人口と高齢化の推移	14
3 ひとり暮らし高齢者の状況	15
4 認知症の人の状況	15
第2節 要介護・要支援認定者の状況	16
第3節 アンケート調査の状況	20
1 調査概要	20
2 アンケートから見た状況	22
第4節 前計画の取組状況	30
第5節 第10期計画の取組の方向性	32
第3章 計画の基本体系	35
第1節 基本体系の全体像	36
第2節 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本方針	38
3 施策の柱	38
4 施策（事業・取組）	38
第4章 施策の展開	39
基本方針1 健康でいきいきとした生活の推進	40
基本方針2 安心して暮らすための環境づくり	47
基本方針3 みんなで支え合う体制づくり	54
基本方針4 認知症施策の総合的な推進	60
基本方針5 介護保険制度の安定的な運営	65

第5章 介護保険給付費等の将来見通しと介護保険料 -----71

第1節	介護保険給付費等の将来見通し	72
1	介護保険事業のサービス体系	72
2	介護保険給付費等の推計の流れ	76
3	被保険者数、要介護・要支援認定者数の推計	76
4	介護サービス量の推計	78
5	介護保険給付費等の推計	80
第2節	介護保険料の算定	81
1	介護保険料算定の流れ	81
2	介護保険事業に要する費用（保険給付費等）の総額の算出	81
3	介護保険料基準額の設定	82
4	所得段階別介護保険料の設定	84

第6章 進行管理 -----85

1	計画の推進体制	86
2	計画の進行管理	86

資料編 -----資1

1	計画策定の根拠となる法令	資2
2	計画策定の体制及び経過	資14
3	パブリックコメント実施結果（概要）	資17
4	用語集	資18

本文中の*印は、その語を資料編の用語集に掲載していることを示しています。

第 1 章

本計画の概要

本章第 1 節において、現時点で最新のデータが判明していない箇所は、「調整中」と表記しています。

第 1 節 計画策定の趣旨

本市の高齢化率は、平成 22(2010)年7月に 21%を超え、「超高齢社会*」に移行しました(住民基本台帳に基づく)。令和8(2026)年 9 月現在、16 年が経過し、約5人に1人であった高齢者は、約 3.6 人に 1 人となっています。また、令和22(2040)年には、高齢者が約 2.7 人に 1 人となることが見込まれ、令和 27(2045)年に向け、さらに増加することが見込まれています(茅ヶ崎市の将来推計人口(令和4年1月推計))。

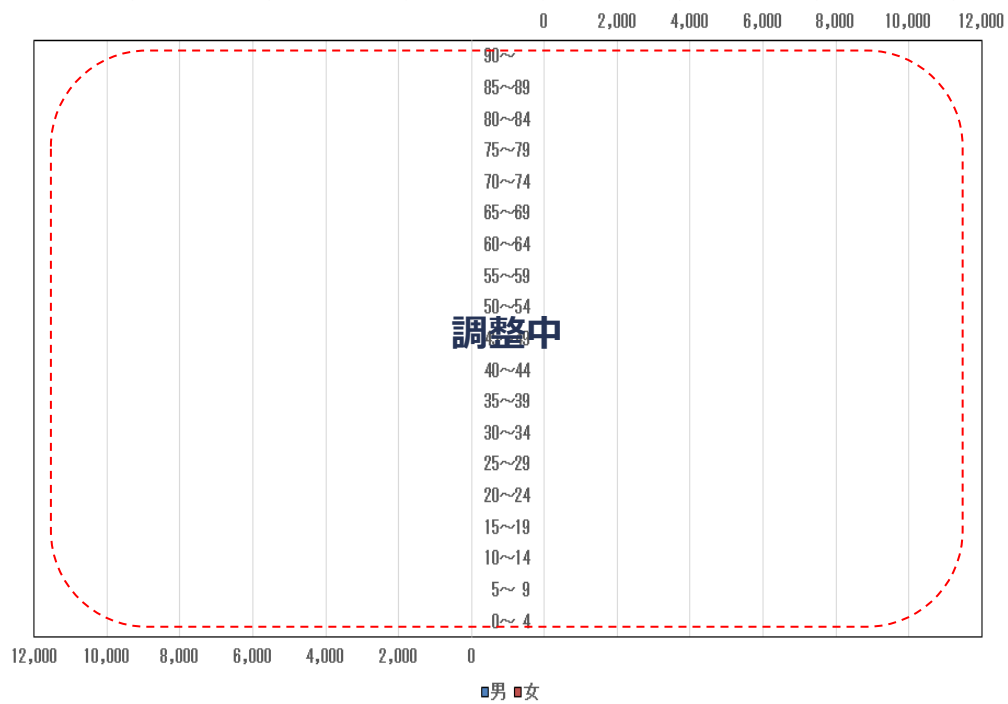
こうした高齢化の進行を背景として、令和6年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、市町村における認知症施策の総合的かつ計画的な推進が位置付けられました。本法を踏まえ、本計画は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、新たに認知症施策推進計画を加え、3 つの計画を一体のものとして策定しています。

本計画は、今回で 10 期目を迎えます。これまでの計画では、団塊の世代*が 65 歳となる平成 27(2015)年、75 歳となる令和7(2025)年、85 歳となる令和 17(2035)年といったように団塊の世代*が年齢を重ねていく段階を目標年次に据え、施策を展開してきました。そして、この間、人口構成の変化とともに、施策の重心は、個人を支える視点から地域包括ケアシステム*の構築をはじめとした地域の仕組みづくり、そして、誰もが関わりを持ち、互いに支え合うための地域づくりへと移ってきました。

本市の人口構成は今後も変化し、地域の暮らしや活動に、より多くの高齢者が関わっていくことが想定されます。このため、年齢によって役割を分けるのではなく、それぞれの状況に応じて関わっていくことが一層重要となります。

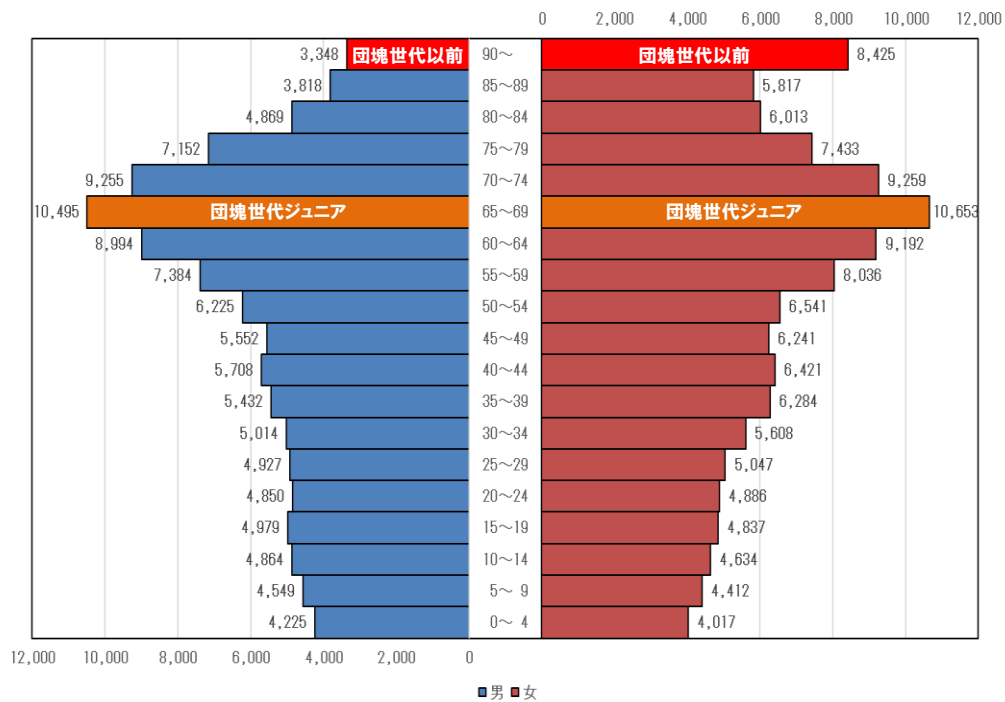
本計画は、団塊の世代*が 85 歳に到達し、介護需要が急増する令和 17(2035)年をとらえつつ、その先の団塊ジュニア世代*が 65 歳以上となる令和 22(2040)年を見据えた起点となるものです。

■ 2025（令和 7）年の人口構成



資料：国勢調査（令和 7 年 1 0 月 1 日現在）をもとに作図

■ 2040（令和 22）年の人口構成



資料：茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和 4）年 1 月推計）

第2節 計画の位置付け

1 法令等の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「市町村認知症施策推進計画」を一体のものとして策定するものであり、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」と連携するものです。

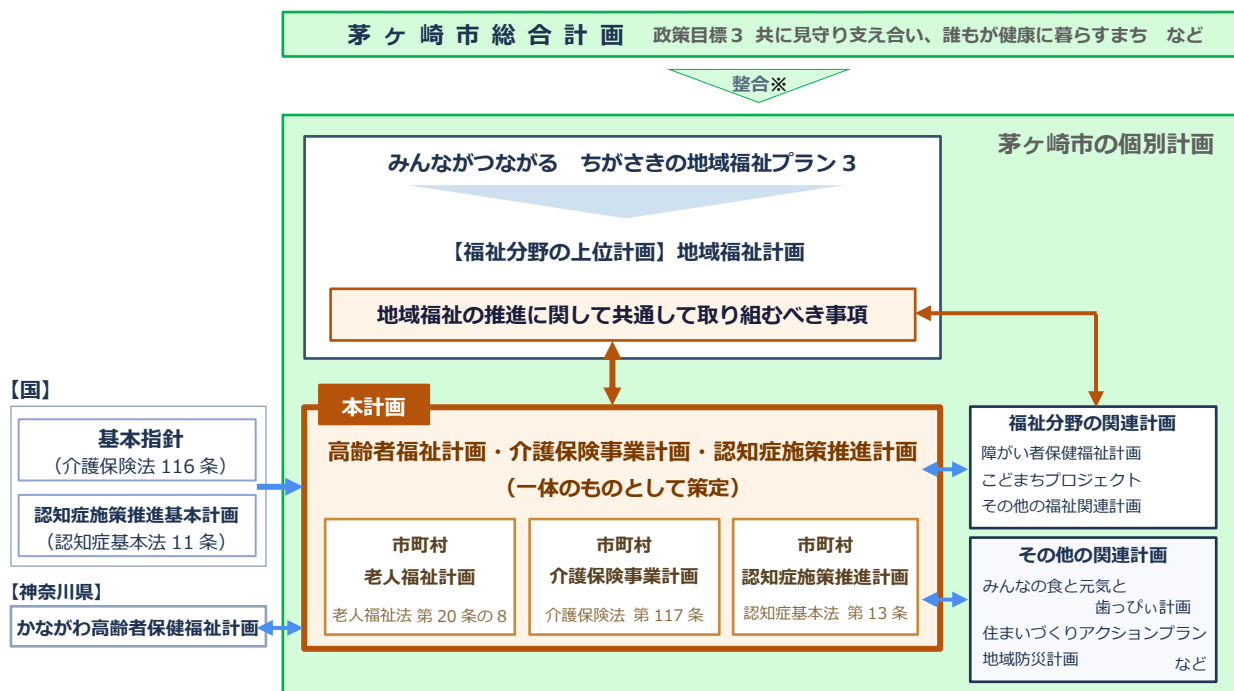
また、茅ヶ崎市の福祉の分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める「地域福祉計画（みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3）」を上位計画とする高齢者分野の個別計画として位置付けます。このほか、福祉分野の関連計画をはじめ、他の関連計画とも連携を図りながら、取組を進めます。

■ 認知症施策推進計画を一体のものとして策定

認知症に関する取組については、高齢者施策や介護保険事業と対象者や支援体制等が密接に関係していることから、第9期計画（以下「前計画」という。）においても基本方針5「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」を位置付け、様々な取組を行ってきました。

こうした経緯を踏まえ、施策の一貫性と継続性を確保するため、老人福祉法及び介護保険法に基づき一体のものとして策定する高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、新たに認知症施策推進計画を加え、3計画を一体のものとして策定することとしました。

■ 本計画の位置付け



※ 茅ヶ崎市が策定する各計画の取組は、財政の見通しと整合性を図って策定される総合計画及び実施計画との整合を図ることを前提とし、総合計画及び実施計画における事業の優先度に基づき、取組の範囲を判断していきます。

2 エイジフレンドリーシティ行動計画

エイジフレンドリーシティは、正式名称を「Age Friendly Cities and Communities」といい、WHO（世界保健機関）が平成22（2010）年に立ち上げた、高齢者に優しい都市づくりに取り組む自治体等の国際的なネットワークです。令和7年4月現在、60か国で1,705の市町村が参加しており、日本では秋田市、宝塚市及び神奈川県内の22市町が参加しています。

WHOは、高齢者に優しいまちであるかを検証する視点として、①屋外スペースと建物、②交通機関、③住居、④社会参加、⑤尊敬と社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）、⑥市民参加と雇用、⑦コミュニケーションと情報、⑧地域社会の支援と保健サービスの8つのトピックを示しています。また、ネットワークに参加する自治体は、これらのトピックを参考に行動計画を策定し、実施・評価・改善のサイクルにより継続的な取組を行うこととされています。

本市は、平成30年10月に「エイジフレンドリーシティ」に参加しました。これを受け、本計画をエイジフレンドリーシティ行動計画として位置付けています。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3か年です。

また、中長期的な視点として、団塊の世代*が 85 歳に到達し、介護需要が急増する令和17(2035)年をとらえつつ、団塊ジュニア世代*が 65 歳以上となる令和22(2040)年を見据えて策定する計画とします。

■計画の期間

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 17 (2035) 年	令和 22 (2040) 年
高齢者福祉計画	第9期計画			第10期計画			団塊の世代が85歳へ	団塊ジュニア世代が65歳へ
介護保険事業計画								
認知症施策推進計画								

SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)とは、平成 27(2015)年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。SDGsでは「誰ひとり取り残さない」を基本理念に 17 の目標を掲げ、世界が直面する課題の解決に向けた、普遍的な行動を呼びかけています。

茅ヶ崎市総合計画の各政策目標における取組の方向性は、SDGsの 17 の目標に関連づけられており、本計画の推進においても SDGsを踏まえて施策を展開します。

【参考】茅ヶ崎市総合計画 政策目標3「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」に関連する SDGsの主な目標

	貧困をなくそう		働きがいも経済成長も
	飢餓をゼロに		人や国の不平等をなくそう
	すべての人に健康と福祉を		住み続けられるまちづくりを
	質の高い教育をみんなに		つくる責任つかう責任
	ジェンダー平等を実現しよう		気候変動に具体的な対策を
	安全な水とトイレを世界中に		パートナーシップで目標を達成しよう

第4節 国等の主な動向

前計画の計画期間(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)における、高齢者福祉に関わる主な法改正等の内容は次のとおりです。

(1) 高齢社会対策大綱(令和6年9月 閣議決定)

令和6年9月、政府が推進する高齢社会対策の中長期的にわたる基本的かつ総合的な指針である「高齢社会対策大綱」が6年ぶりに改定されました。新たな大綱は、年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築などを基本的な考え方として掲げ、一人暮らしの高齢者の増加を背景として、社会から孤立した状態にある高齢者や、頼れる身寄りがない高齢者への支援を課題の一つとして位置付けています。令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」においても、人と人とのつながりが生まれる社会を目指すことがうたわれています。

(2) 認知症施策推進基本計画(令和6年12月 閣議決定)

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、令和6年12月に「認知症施策推進基本計画」が策定されました。基本計画では、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」が示されました。認知症基本法では、国の基本計画及び県の認知症施策推進計画を基本としつつ、各地域の実情に即した自治体ごとの認知症施策推進計画の策定が努力義務として位置付けられています。

(3) 社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年6月成立)

令和8年6月に公布され、令和9年4月を原則として順次施行されます。頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業が第二種社会福祉事業に位置付けられるとともに、こうした高齢者等からの相談が地域包括支援センター*による総合相談支援事業等の相談対象として明確化されました。また、権利擁護に関する相談支援や関係機関の連携体制の整備が市町村の努力義務とされ、その中核的役割を担う地域権利擁護相談支援センターを設置できるとされました。

(4) 民法等の一部を改正する法律(令和8年6月成立)

民法等の一部を改正する法律が令和8年6月に公布され、このうち成年後見制度*に関する改正は、公布から2年6か月以内に施行されます。後見・保佐の制度が廃止され、補助の制度に一元化されるとともに、本人にとって必要な範囲で制度利用を可能とし、利用の必要がなくなった時点で利用を終了できる仕組み等へと転換されます。平成12年に成年後見制度*が創設されて以来、26年ぶりの抜本的な見直しとなります。

(5) 介護人材の確保に関する制度改正

令和8年6月に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県に福祉人材確保や生産性向上に関する協議会の設置が求められるとともに、介護支援専門員(ケアマネジャー)*の資格更新制の廃止や法定研修の見直しが行われます。また、離職時等だけでなく、現に従事する介護福祉士等についても届出の努力義務が課され、地域における人材の実態把握とキャリア支援の充実が図られます。

第5節 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等のサービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。

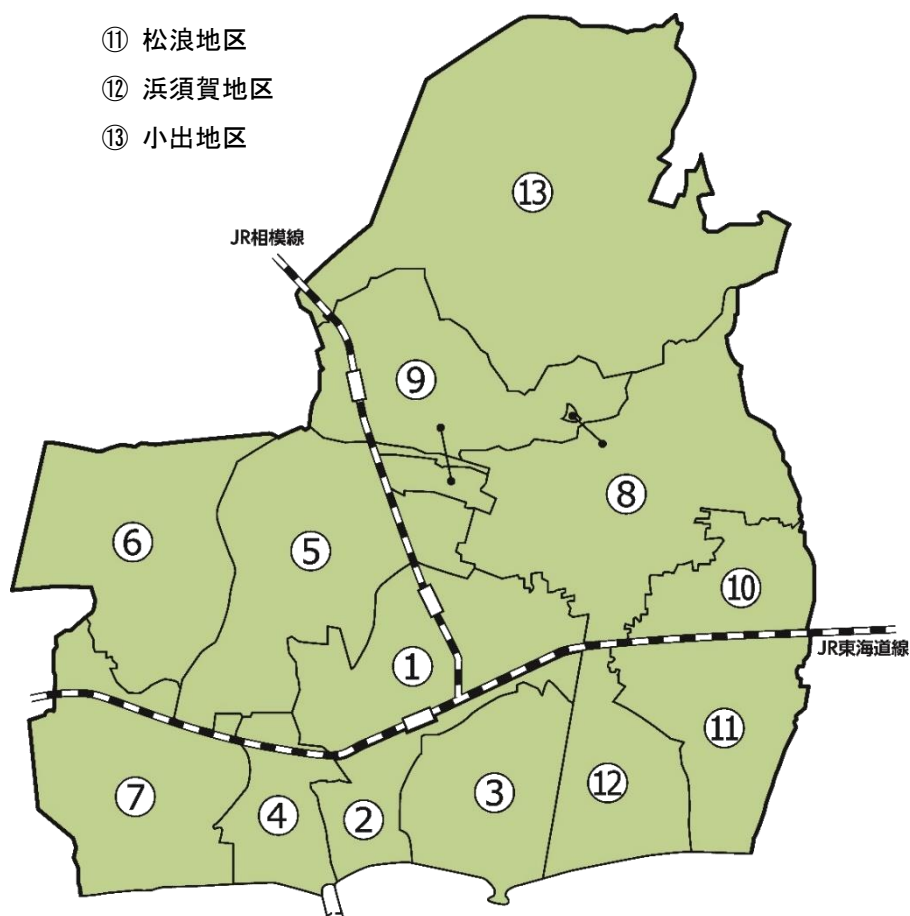
本市では、第8期計画(令和3年度～令和5年度)において、3圏域としていた日常生活圏域を、主に地域活動が行われており、市がコミュニティ政策でも定めている区域と同じ13圏域に見直すとともに、地域密着型サービス*の整備・提供体制を検討する単位として「サービス基盤圏域」を新たに3圏域設定しました。第9期計画においてもこれらの圏域設定を継続しており、第10期計画でも、引き続き現行の圏域設定を継続します。

なお、現在の13圏域は地域包括支援センター*の担当区域、地域ケア会議の区域、生活支援体制整備事業第2層協議体の区域と同一となっています。

日常生活圏域（13圏域）

- ① 茅ヶ崎地区
- ② 茅ヶ崎南地区
- ③ 海岸地区
- ④ 南湖地区
- ⑤ 鶴嶺東地区
- ⑥ 鶴嶺西地区
- ⑦ 湘南地区
- ⑧ 松林地区
- ⑨ 湘北地区
- ⑩ 小和田地区

- ⑪ 松浪地区
- ⑫ 浜須賀地区
- ⑬ 小出地区



サービス基盤圏域	第1圏域	①茅ヶ崎地区、⑤鶴嶺東地区、⑥鶴嶺西地区
	第2圏域	②茅ヶ崎南地区、③海岸地区、④南湖地区、⑦湘南地区、⑪松浪地区、⑫浜須賀地区
	第3圏域	⑧松林地区、⑨湘北地区、⑩小和田地区、⑬小出地区

第6節 本計画における用語のとらえ方

本計画では、繰り返し用いる用語があります。このうち、次の用語のとらえ方について、ここで整理します。

用語	とらえ方
地域	範囲を限定せずに「私たちが住んでいる地域」としてとらえます。
高齢者	65 歳以上の人を指します。また、65 歳から 74 歳の人を「前期高齢者」、75 歳以上の人を「後期高齢者」といいます。
認知症の人	年齢や診断の有無にかかわらず、認知機能の低下によって、日常生活に何らかの支障を来している人を指します。

第 2 章

高齢者を取り巻く状況

本章第 1 節及び第 2 節において、現時点で最新のデータが判明していない箇所は、「調整中」と表記しています。

第1節 人口と高齢者の状況

1 人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、平成27年の241,129人から令和7年には247,121人となり、5,992人増加しています。年齢3区分別では、年少人口は3,513人減少、生産年齢人口は2,367人増加、高齢者人口は7,138人増加しています。高齢者人口の内訳では、後期高齢者が年々増加し、前期高齢者との差が大きくなっています。

■茅ヶ崎市の総人口と年齢3区分人口の推移

(単位：人)

	平成27年	平成30年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	241,129	243,852	245,419	246,123	247,588	247,489	247,121	
年少人口（0～14歳）	33,056	32,358	31,368	31,004	30,776	30,318	29,543	調整中
生産年齢人口（15～64歳）	148,472	148,075	148,840	149,593	150,810	150,876	150,839	
高齢者人口（65歳～）	59,601	63,419	65,211	65,526	66,002	66,295	66,739	
前期高齢者（65～74歳）	32,283	31,565	30,570	29,276	28,091	27,024	26,454	
後期高齢者（75歳～）	27,318	31,854	34,641	36,250	37,911	39,271	40,285	

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

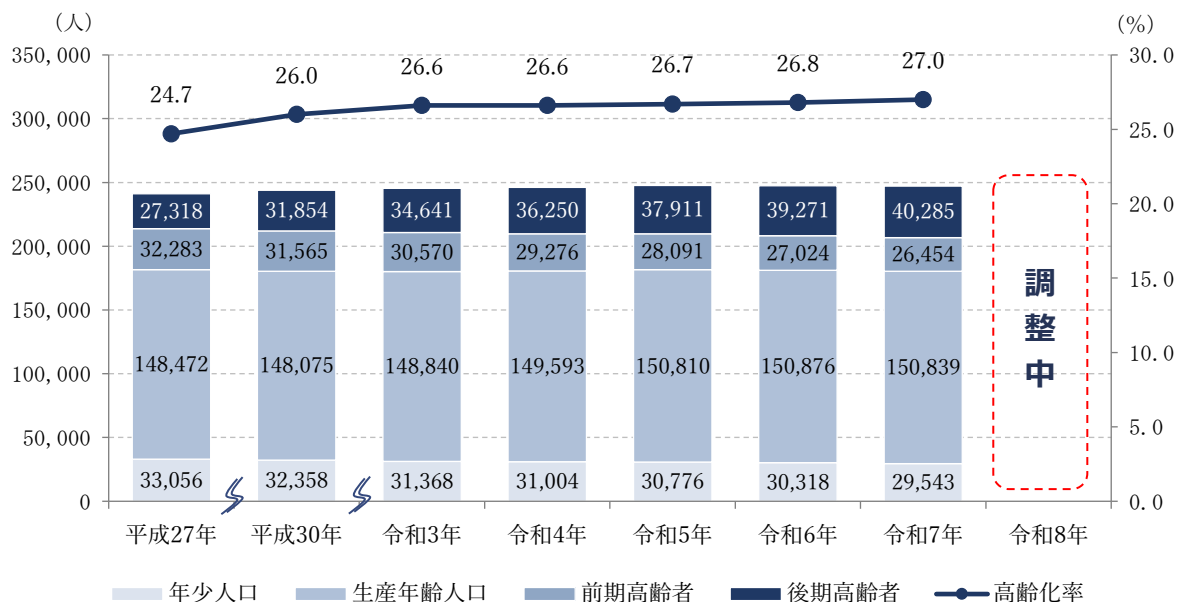
■高齢化率の推移

(単位：%)

	平成27年	平成30年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
高齢化率	24.7	26.0	26.6	26.6	26.7	26.8	27.0	調整中
前期高齢者の割合	13.4	12.9	12.5	11.9	11.3	10.9	10.7	
後期高齢者の割合	11.3	13.1	14.1	14.7	15.3	15.9	16.3	

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■グラフ：年齢4区分人口と高齢化の推移



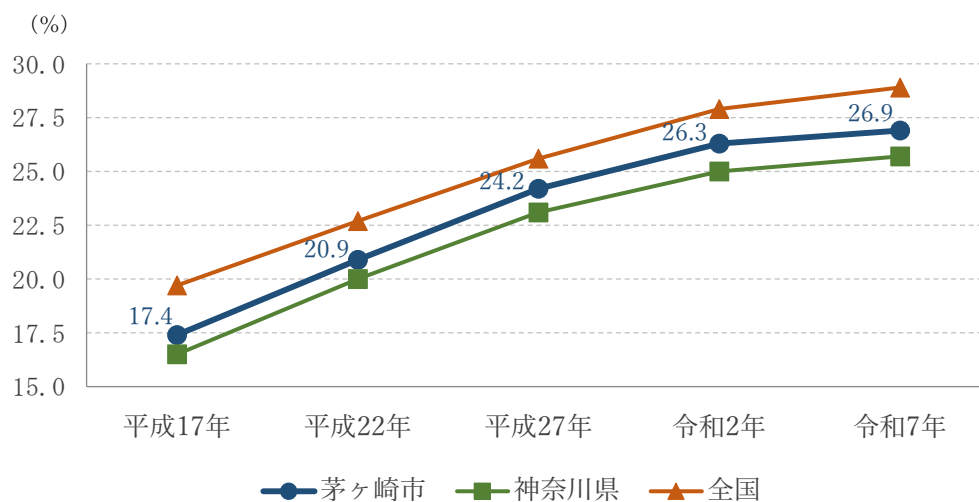
■神奈川県・全国との比較（高齢者人口・高齢化率）

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
茅ヶ崎市	高齢者人口（人）	39,837	49,245	58,194	64,229	66,436
	高齢化率（％）	17.4	20.9	24.2	26.3	26.9
神奈川県	高齢者人口（人）	1,429,195	1,775,104	2,103,675	2,304,899	2,361,939
	高齢化率（％）	16.5	20.0	23.1	25.0	25.7
全国	高齢者人口（人）	25,021,054	28,815,916	32,824,841	35,486,813	35,916,427
	高齢化率（％）	19.7	22.7	25.6	27.9	28.9

※ 平成 22 年以前は 3 月 31 日現在、平成 27 年以降は 1 月 1 日現在を基準日としています。

資料：住民基本台帳（基準日は注記のとおり）

■グラフ：茅ヶ崎市・神奈川県・全国との高齢化率の比較



2 地区別人口と高齢化の推移

地区別の高齢化の状況では、令和5年の高齢化率は、最も高い地区で37.7%、最も低い地区は22.3%となっており、15.4ポイントの差が生じています。

平成29年からの推移では、すべての地区で高齢化率が上昇していますが、高齢化の進行は地区ごとに異なっています。

■地区別人口と高齢化の状況

(単位：人、%)

	平成 29 年			令和 2 年		
	総数	高齢者人口	高齢化率	総数	高齢者人口	高齢化率
茅ヶ崎	16,739	4,391	26.2	17,081	4,554	26.7
茅ヶ崎南	14,715	3,509	23.8	15,106	3,648	24.1
南湖	9,778	2,632	26.9	9,982	2,721	27.3
海岸	20,487	5,033	24.6	20,542	5,123	24.9
鶴嶺東	33,037	7,467	22.6	33,038	7,841	23.7
鶴嶺西	16,468	4,210	25.6	16,287	4,604	28.3
湘南	15,238	4,343	28.5	15,134	4,435	29.3
松林	26,436	6,782	25.7	27,030	7,035	26.0
湘北	26,369	7,964	30.2	26,224	8,190	31.2
小和田	13,319	2,771	20.8	14,106	3,056	21.7
松浪	25,415	5,964	23.5	25,460	6,029	23.7
浜須賀	14,256	3,528	24.7	14,291	3,629	25.4
小出	10,200	3,737	36.6	10,110	3,801	37.6
全市	242,457	62,331	25.7	244,391	64,666	26.5

(単位：人、%)

	令和 5 年			令和 8 年		
	総数	高齢者人口	高齢化率	総数	高齢者人口	高齢化率
茅ヶ崎	18,168	4,830	26.6	調整中		
茅ヶ崎南	15,361	3,771	24.5			
南湖	10,080	2,794	27.7			
海岸	21,029	5,257	25.0			
鶴嶺東	33,321	8,093	24.3			
鶴嶺西	16,345	4,801	29.4			
湘南	15,087	4,402	29.2			
松林	27,075	7,122	26.3			
湘北	26,578	8,180	30.8			
小和田	14,620	3,261	22.3			
松浪	25,689	6,076	23.7			
浜須賀	14,252	3,654	25.6			
小出	9,983	3,761	37.7			
全市	247,588	66,002	26.7			

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

3 ひとり暮らし高齢者の状況

ひとり暮らし高齢者は、平成27年の国勢調査による9,911人から、令和2年には11,752人となり、1,841人増加しています。また、高齢者人口に占める割合も16.6%から18.1%に上昇しています。年齢区分別では、85歳以上が1,812人から2,626人と最も多く増加しており、年齢別人口に占める割合も25.4%と最も高くなっています。

■ひとり暮らし高齢者（高齢単独世帯数）の推移

（単位：人、％）

	平成 27 年		令和 2 年		令和 7 年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65～69 歳	2,139	12.4	1,958	14.2	調整中	
70～74 歳	2,020	13.7	2,483	15.0		
75～79 歳	2,005	16.9	2,424	17.7		
80～84 歳	1,935	23.2	2,261	21.6		
85 歳以上	1,812	24.5	2,626	25.4		
合計	9,911	16.6	11,752	18.1		

※ 割合は、各年齢区分の高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

4 認知症の人の状況

認知症施策推進基本計画では、全国の認知症の高齢者数は約 443 万人、軽度認知障害*の高齢者数は約 559 万人と推計され、高齢者の約 3.6 人に1人が認知症又はその予備群にあたるとしています。本市における認知症及び軽度認知障害*の高齢者数は、この推計の根拠となった研究による年齢階級別有病率をもとにして、本市の年齢階級別人口に乗じて推計しています。なお、この研究と同じ推計時点に合わせ、令和4年10月1日現在の人口により算出しています。

この結果、認知症の高齢者は約 8,000 人、軽度認知障害*の高齢者は約 1 万人と推計され、高齢者人口の約27.5%を占めています。

■認知症及び軽度認知障害の高齢者数の推計（令和 4 年 1 0 月 1 日現在）

（単位：人、％）

年齢区分	人口	認知症		軽度認知障害	
		推計人数	有病率（％）	推計人数	有病率（％）
65～69 歳	12,757	140	1.1	880	6.9
70～74 歳	16,519	512	3.1	1,536	9.3
75～79 歳	13,618	967	7.1	2,247	16.5
80～84 歳	11,257	1,869	16.6	2,544	22.6
85～89 歳	7,193	2,359	32.8	1,978	27.5
90 歳以上	4,182	2,104	50.3	887	21.2
合計	65,526	7,951	12.1	10,072	15.4

資料（人口）：住民基本台帳（令和 4 年 1 0 月 1 日）

資料（有病率）：厚生労働省令和 5（2023）年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」

第2節 要介護・要支援認定者の状況

(1) 被保険者数の推移

第1号被保険者数は、平成27年の59,666人から令和7年には66,650人となり、6,984人増加しました。また、被保険者総数に対する第2号被保険者の割合は、近年58%前後で推移しています。なお、被保険者の将来見通しについては、第5章を参照してください。

■被保険者数の推移

	平成27年	平成30年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
被保険者合計	144,069	149,885	154,276	155,441	157,117	157,901	158,556	
第1号被保険者	59,666	63,370	65,172	65,458	65,916	66,227	66,650	
後期高齢者（75歳～）	27,390	31,816	34,610	36,190	37,831	39,204	40,215	
前期高齢者（65～74歳）	32,276	31,554	30,562	29,268	28,085	27,023	26,435	
第2号被保険者（40～64歳）	84,403	86,515	89,104	89,983	91,201	91,674	91,906	
被保険者合計に対する割合	(58.6)	(57.7)	(57.8)	(57.9)	(58.0)	(58.1)	(58.0)	

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）、第2号被保険者は住民基本台帳に基づく人口

(2) 第1号被保険者の認定者数と認定率の推移

第1号被保険者の要介護・要支援認定者数は、平成27年の8,484人から令和7年には13,053人へと1.5倍以上増加しています。第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合（認定率）についても14.2%から19.6%へと上昇し続けています。

■認定者数と認定率の推移

	平成27年	平成30年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
認定者数（人）	8,484	9,594	10,986	11,327	11,923	12,459	13,053	
認定率（%）	14.2	15.1	16.9	17.3	18.1	18.8	19.6	



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

(3) 前期・後期高齢者別認定率の推移

第1号被保険者を前期高齢者・後期高齢者に分けて認定率を見た場合、前期高齢者はおおむね横ばいで推移していますが、後期高齢者は平成27年(27.2%)から令和7年(30.1%)にかけて徐々に上昇しています。

また、神奈川県及び全国と比較すると、本市の認定率は全体、前期高齢者・後期高齢者のいずれも下回る水準にあります。

■前期・後期高齢者別認定率の推移

(単位：%)

	平成27年	平成30年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
前期高齢者 認定率	3.2	3.3	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	調整中
後期高齢者 認定率	27.2	26.9	28.5	28.4	28.8	29.3	30.1	

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

■神奈川県・全国との比較（前期・後期高齢者の認定率）

(単位：%)

区分	認定率	平成29年	令和2年	令和5年	令和8年
茅ヶ崎市	全体	14.7	16.4	18.1	調整中
	前期高齢者	3.2	3.6	3.6	
	後期高齢者	26.7	27.9	28.8	
神奈川県	全体	16.8	17.7	19.1	
	前期高齢者	4.2	4.3	4.5	
	後期高齢者	30.4	30.4	30.4	
全国	全体	18.1	18.6	19.3	
	前期高齢者	4.3	4.3	4.4	
	後期高齢者	32.2	32.1	31.4	

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

(4) 年齢別認定率の状況

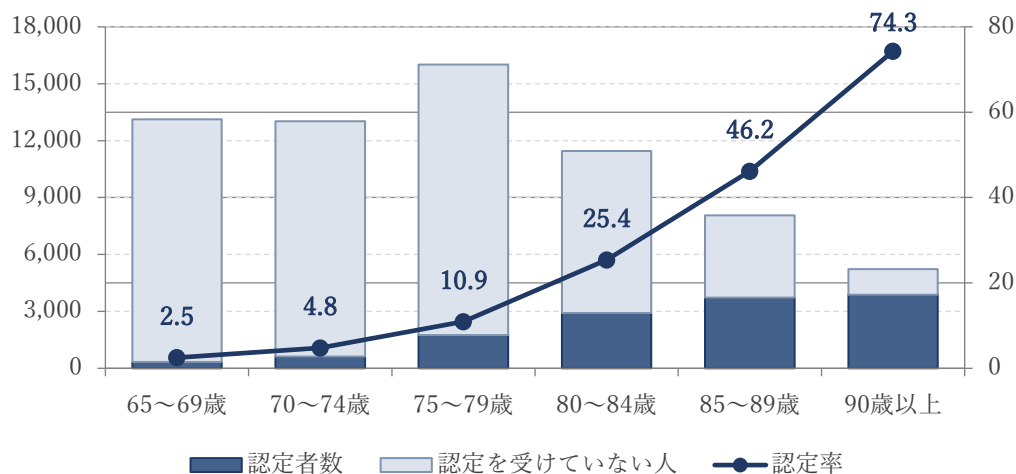
年齢別の認定率をみると、年齢が高くなるにつれて上昇し、65～69歳の2.5%に対し、85～89歳では46.2%、90歳以上では74.3%となっています。

■年齢別認定率

年齢区分	人口（人）	認定者数（人）	認定率（%）
65～69歳	13,129	334	2.5
70～74歳	13,030	625	4.8
75～79歳	16,010	1,751	10.9
80～84歳	11,458	2,910	25.4
85～89歳	8,067	3,726	46.2
90歳以上	5,224	3,884	74.3
合計	66,918	13,230	19.8

資料：介護保険課資料（令和8年4月1日現在）

■グラフ：年齢別認定率の状況



（５）要介護・要支援の状態区分別認定者の推移

第１号被保険者の認定者数を要介護・要支援の状態区分別にみると、おおむねいずれの区分においても増加傾向にあります。

また、神奈川県及び全国との比較では、「要支援１」「要支援２」の割合が高く、「要介護１」から「要介護５」までの割合が低い傾向にあります。

なお、要介護・要支援認定者数の将来見通しについては、第５章を参照してください。

■要介護・要支援の状態区分別認定者の推移

(単位：人)

		平成 27 年	平成 30 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
第 1 号 被保険者	要支援 1	2,011	2,002	2,014	2,022	2,050	2,214	2,308	調整中
	要支援 2	1,170	1,515	1,786	1,846	2,071	2,219	2,393	
	要介護 1	1,517	1,697	2,043	2,060	2,224	2,253	2,454	
	要介護 2	1,132	1,295	1,576	1,672	1,772	1,891	1,984	
	要介護 3	866	1,109	1,335	1,407	1,427	1,493	1,415	
	要介護 4	1,052	1,212	1,376	1,434	1,489	1,534	1,607	
	要介護 5	736	764	856	886	890	855	892	
	合計	8,484	9,594	10,986	11,327	11,923	12,459	13,053	
第 2 号被保険者		200	193	223	207	251	255	259	
認定者合計		8,684	9,787	11,209	11,534	12,174	12,714	13,312	

※ 第 2 号被保険者の状態区分は省略しています。

資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末日現在）

■ 神奈川県・全国との比較（第1号被保険者の状態区分別の認定者割合）

（単位：％）

	令和2年			令和5年			令和8年		
	茅ヶ崎市	神奈川県	全国	茅ヶ崎市	神奈川県	全国	茅ヶ崎市	神奈川県	全国
要支援1	18.4	12.9	14.1	17.2	13.2	14.3	調整中		
要支援2	16.6	14.8	14.0	17.4	14.7	13.9			
要介護1	18.8	19.1	20.4	18.7	19.3	20.8			
要介護2	14.5	19.0	17.1	14.9	18.7	16.7			
要介護3	11.9	13.5	13.2	12.0	13.4	13.2			
要介護4	12.5	12.2	12.4	12.5	12.6	12.8			
要介護5	7.4	8.6	8.8	7.5	8.1	8.4			
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			

※状態区分別に認定者割合の小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

第3節 アンケート調査の状況

本計画の策定にあたり、基礎資料として活用するため、高齢者福祉施策や介護保険事業に関する高齢者の意識や活動実態及び介護保険サービス事業者の状況や意見等に係るアンケート調査を実施しました。

1 調査概要

(1) 一般高齢者個別調査

調査対象	満65歳以上の方（要介護・要支援認定者を除く）
対象者数	2,250人
調査期間	令和7年11月11日（火）～12月1日（月）
回収率	71.1%（1,599人）
調査項目	健康、介護予防、認知症、社会参加、支え合い、住まい、介護保険制度 等

(2) 要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

調査対象	要介護・要支援認定を受け、在宅で生活している方
対象者数	2,875人
調査期間	令和7年11月11日（火）～12月1日（月）
回収率	50.6%（1,455人）
調査項目	日常生活、住まい、防災、介護者、介護保険制度、認知症、支え合い 等

(3) 要介護・要支援認定者個別調査（施設）

調査対象	要介護・要支援認定を受け、施設サービス等を利用している方
対象者数	500人
調査期間	令和7年11月11日（火）～12月1日（月）
回収率	49.4%（247人）
調査項目	日常生活、介護保険制度 等

(4) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査

調査対象	満65歳以上の方（要介護認定者を除く）
対象者数	2,375人
調査期間	令和7年11月11日（火）～12月1日（月）
回収率	73.7%（1,751人）
調査項目	家族や生活状況、たべること、からだを動かすこと、たすけあい、健康 等

（５）介護サービス事業所調査

調査対象	市内の介護サービス事業者
調査期間	令和８年２月２日（月）～２月２７日（金）
回答数	７８事業所
調査項目	収支状況、休止や廃止等の検討・予定、常勤職員の人数、離職者数 等

（６）認知症に関する住民向けアンケート

調査対象	満６５歳～８４歳の方
対象者数	３,０００人
調査期間	令和６年１２月４日（水）～１２月２６日（木）
回収率	５９.４％（１,７８２人）
調査項目	あなたについて、認知症について、相談先、認知症に関する取組 等

◆ 本計画で使用する各調査の略称について

第２章第３節で引用する各調査の名称は、次の略称を使用しています。

調査名	略称
（１）一般高齢者個別調査	一般高齢者調査
（２）要介護・要支援認定者個別調査（在宅）	在宅認定者調査
（３）要介護・要支援認定者個別調査（施設）	施設認定者調査
（４）介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	二一ズ調査
（５）介護サービス事業所調査	事業所調査
（６）認知症に関する住民向けアンケート	認知症調査

◆ 調査結果（図）の見方について

第２章第３節で引用する各調査結果（図）の見方は次のとおりです。

- 図表中の「n」は集計対象者総数（回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。
- 調査結果の割合は、その設問の回答者数を基数(n)として、小数点以下第２位を四捨五入し、算出しています。このため、端数処理の関係で合計が１００％にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答割合の合計は１００.０％を超える場合があります。
- 図表中の選択肢表記は、アンケート調査の設問の語句を短縮・簡略化している場合があります。

2 アンケートから見た状況

(1) 社会参加への意欲の高まりと参加に向けたきっかけ

一般高齢者調査において、社会参加の状況をたずねたところ、「何もしていない」と回答した方は40.4%で、前回調査の43.5%から微減しています。趣味・スポーツ・レクリエーションは33.9%、就労は21.6%、社会貢献活動は14.9%と、いずれも前回は上回っています。また、今後何らかの活動をしたいと回答した方は72.1%で、コロナ禍前の令和元年度(67.9%)を上回っており、活動への意欲は回復し、高まっている状況にあるといえます。一方、社会参加をしている方に活動頻度をうかがったところ、「週に2～3回」が34.4%、「ほぼ毎日」が24.2%、「週に1回程度」が19.8%となっており、週1回以上が約8割を占めています。

同調査において、あまり外出をしない方にその理由をたずねたところ、「きっかけや用事がない」が45.0%で最も多く、前回調査から11.5ポイント上昇、「体力面に不安がある」は26.6%で7.6ポイント減少しており、出かける目的や機会が見出しにくいことを要因として、外出が少なくなっている傾向がうかがえます。

また、同調査において、活動をしやすい条件として、「既に活動している人の様子や感想が分かる情報」が35.2%、「家族や知人・友人からの後押し」が31.4%と上位である一方、「勧誘や勧奨」は12.4%にとどまっています。

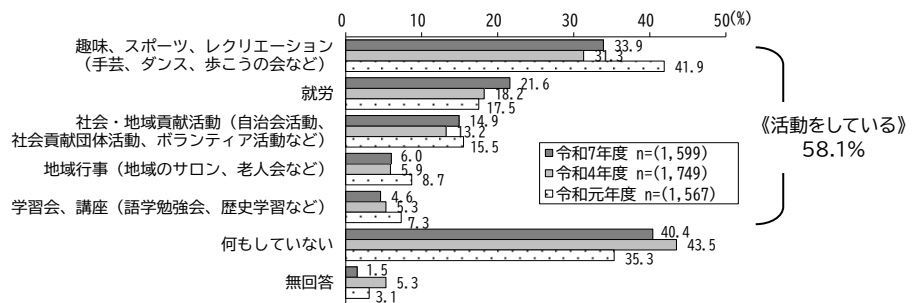
活動の場を確保するとともに、活動の様子が伝わる情報を届け、身近な人からの働きかけにつながる取組が求められます。

■設問 あなたの社会参加の状況や今後の意向についておたずねします。

あなたは、現在、下記のような活動をしていますか。

(あてはまるものすべてに○)

[一般高齢者調査]

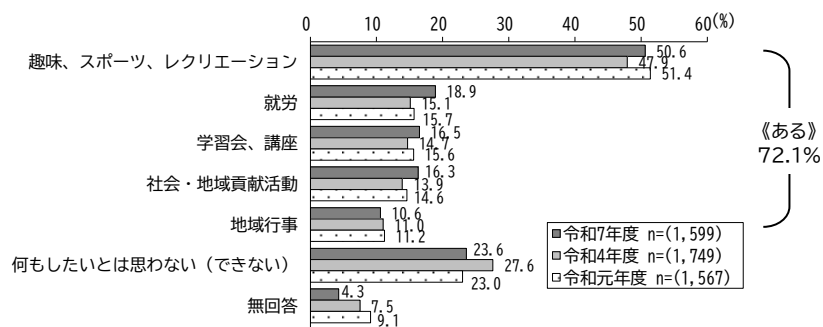


※《活動をしている》=100% - 「何もしていない」 - 無回答

■設問 あなたは、今後、どのような活動をしたい (活動を続けたい) と思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

[一般高齢者調査]



※《ある》=100% - 「何もしたいとは思わない (できない)」 - 無回答

(2) 介護予防への関心の高まりと社会や地域とのつながり

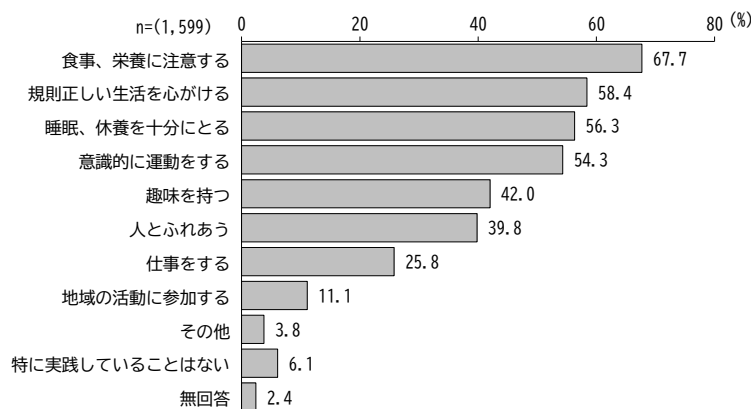
一般高齢者調査において、健康を保つために実践していることをたずねたところ、「食事、栄養に注意する」が67.7%、「規則正しい生活を心がける」が58.4%、「睡眠、休養を十分にとる」が56.3%、「意識的に運動する」が54.3%と、多くの方が何らかの取組を行っています。一方で、「人とふれあう」は39.8%、「仕事をする」は25.8%、「地域の活動に参加する」は11.1%にとどまっています。健康づくりを個人で取り組む意識は高い状況にありますが、社会との関わりといった側面は、相対的に低い状況にあります。

同調査では、介護予防事業に関して、「現在参加している事業がない」は86.7%でしたが、今後の参加意向については「今後参加したい事業がある」が52.1%で半数を超えており、「認知症予防のために運動と認知機能の両方を行う教室」、「運動を中心に行う教室等」をはじめ上位7事業はいずれも前回調査を上回っていることから、介護予防の関心が高まっている状況にあります。

近年の日本老年学的評価研究機構による研究では、高齢者の社会参加の活動量が要介護認定と関連することが示されています。高齢者の健康づくり、介護予防においては、運動・栄養・認知症予防等の取組に加え、参加しやすく、人との交流や社会や地域とのつながりを持てる場づくりが求められます。

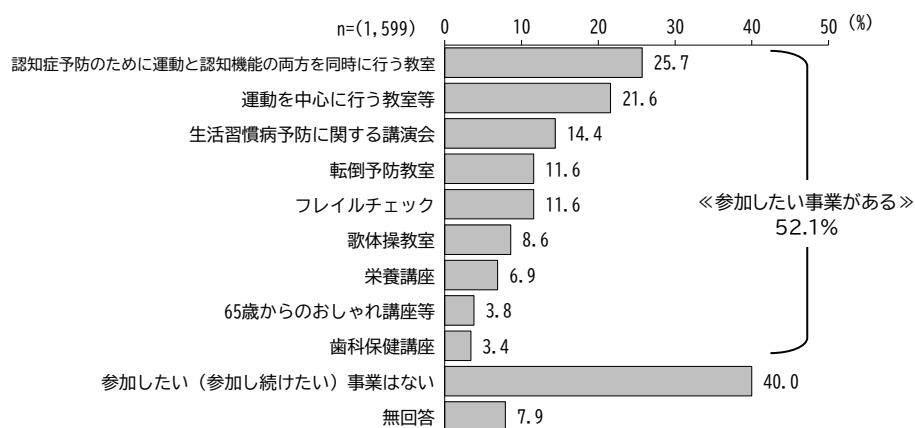
■設問 健康を保つために実践していることはありますか(あてはまるものすべてに○)

[一般高齢者調査]



■設問 あなたは、今後、どの介護予防事業へ参加したい(参加し続けたい)と思いますか。[一般高齢者調査]

(あてはまるものすべてに○)



(3) 暮らしの不安と安全・安心のまちづくり

一般高齢者調査において、現在のくらしで不安に思っていることをたずねたところ、「ご自身や家族の健康」が 62.8%で最も多くなっています。生活環境に関しては、「地震・台風など自然災害」が 45.0%、「詐欺・悪質商法に関すること」が 23.4%、「犯罪・防犯に関すること」が 23.3%、「住まいのこと」が 12.9%で、災害や犯罪への不安が上位となっています。

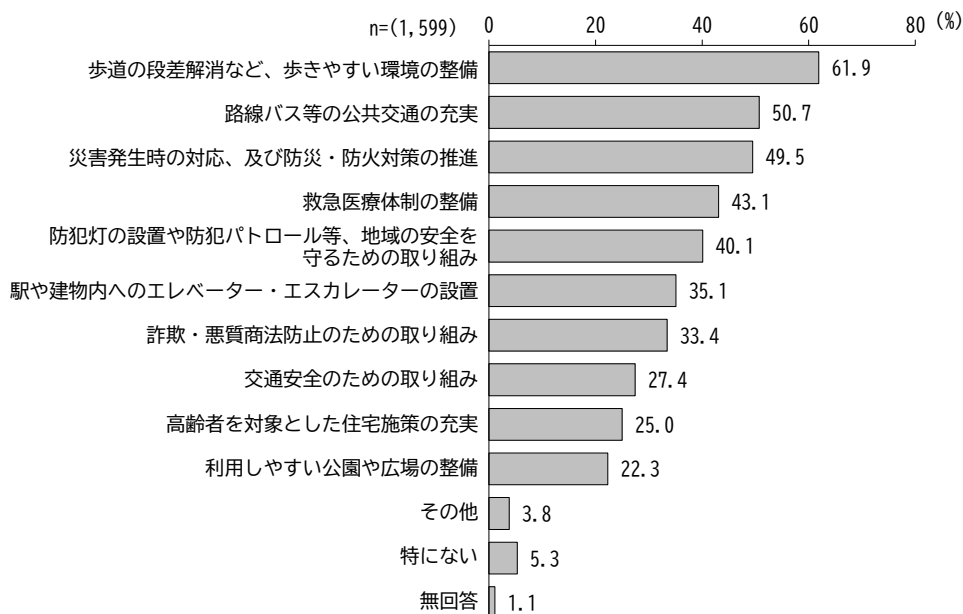
自然災害については、前回調査の 40.4%から上昇していますが、この間の大規模災害の発生を背景に、継続的に関心が高い状況にあります。また、詐欺・悪質商法及び犯罪・防犯への不安は、いずれも前回調査の 1 割程度から 2 倍以上に上昇しています。

一方、同調査では、大きな災害に備えて何らかの対策をしている方は 78.9%で、前回の 76.8%から増加していますが、災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人がいないと回答した方は 19.5%で、ひとり暮らしの方に限ると 47.5%と半数近くにのぼります。また、振り込め詐欺に対して何らかの対策を行っている方は 74.9%で、前回の 63.3%から大きく増加しているなど、個人の備えは一定程度進んでいる状況がうかがえます。

同調査では、安全で安心なまちづくりを進めるうえで必要なことをうかがいましたが、「歩道の段差解消など、歩きやすい環境の整備」が 61.9%、「路線バス等の公共交通の充実」が 50.7%と、外出のしやすさに関わる項目が上位2つを占めています。また、「災害発生時の対応、及び防災・防火対策の推進」が 49.5%、「救急医療体制の整備」が 43.1%で、消防・防災に関する取組が続きますが、「地域の安全を守るための取り組み」は今回 40.1%で、前回調査の 27.6%から大きく上昇しており、地域全体で取り組むことの必要性が再認識されている状況がみとれます。

■設問 安全で安心なまちづくりを進めるうえで、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○) [一般高齢者調査]



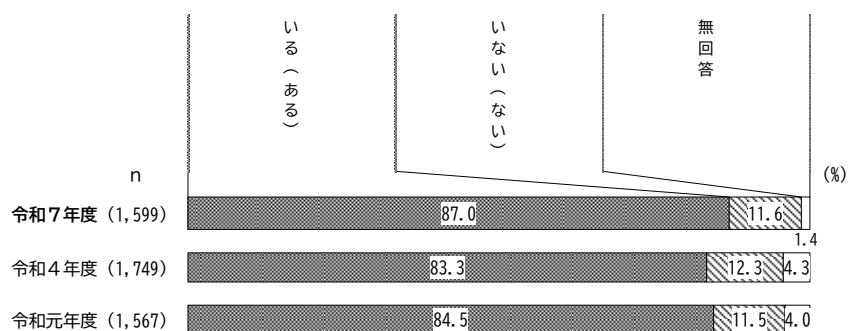
生活に関わる不安は、社会情勢の影響を大きく受けますが、高齢者の暮らしの安心は、日常的な移動のしやすさが前提としてとらえられていることが分かります。また、防犯・防災に関しては、個人の備えが進む中で、地域全体で備え、取り組むことによる安心感のある環境づくりが求められます。

(4) 身近な相談先と支援窓口の認知

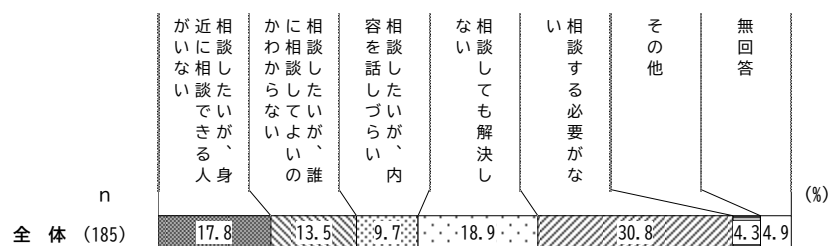
一般高齢者調査において、悩みや心配ごとを相談できる相手や場所があると回答した方は87.0%で、多くの方が相談先を持っています。前回調査の83.3%、令和元年度の84.5%から増加しており、身近な相談先は徐々に広がりつつあります。一方、同調査で相談できる相手や場所がないと回答した方(185人)にその理由をたずねたところ、「相談する必要がある」が30.8%で最も多く、次いで「相談しても解決しない」が18.9%、「身近に相談できる人がいない」が17.8%、「相談したいが、誰に相談してよいかわからない」が13.5%と続きます。相談先がない(ない)理由は様々ですが、相談したいと思いながら相手や窓口悩まれている方も一定数みられます。また、同調査において在宅ケア相談窓口の認知度をうかがいましたが、知っている方は17.5%にとどまっている状況です。

日常的に相談できる相手がいることと、支援が必要になったときに適切な窓口を知っていることとは、必ずしも同じではありません。心身の状況が変化し、支援が必要となったときに速やかに相談につながるができるよう、日頃から公的な相談窓口が知られている状態をつくることが求められます。

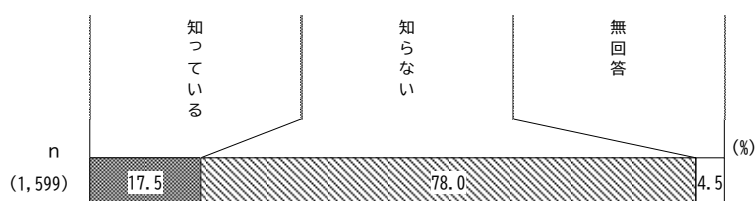
■設問 あなたには、
悩みや心配ごとを相談
できる人や相談でき
るところはありますか。
(ひとつだけに○)
[一般高齢者調査]



■設問 【上記設問で
「いない(ない)」に○
をつけた方のみおた
ずねします】
最も近い理由は何で
すか。
(ひとつだけに○)
[一般高齢者調査]



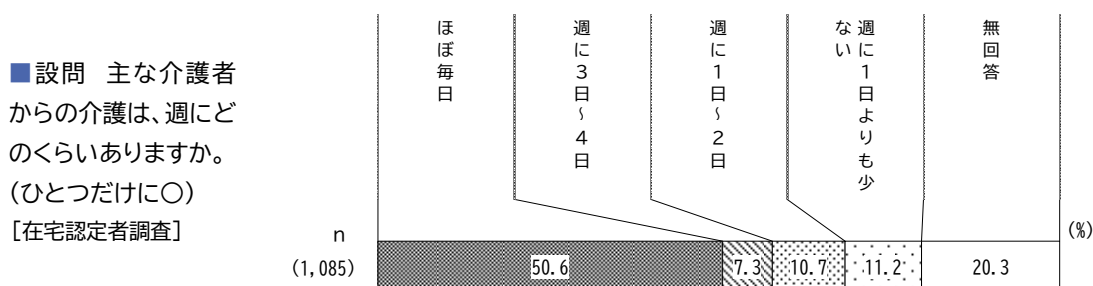
■設問 あなたは、在
宅ケア相談窓口を知
っていますか。
(ひとつだけに○)
[一般高齢者調査]



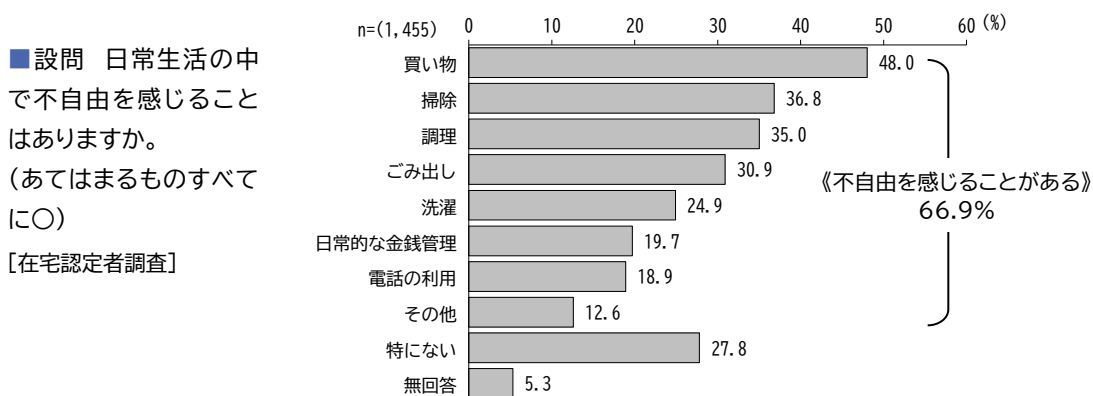
(5) 在宅介護を取り巻く状況と一体的な支援

在宅認定者調査において、自宅で介護を受けている方の主な介護者(ヘルパーなどの介護職を除く)に状況をたずねたところ、何らかの課題があると回答した方は 49.5%でした。その内容は「高齢・病弱である」が 23.9%で最も多く、次いで「仕事のために十分介護ができない」が 19.4%となっています。また、主な介護者の年代をみると、60 歳代が 23.6%で最も多く、前回調査の 19.9%から増加しており、介護をする方の高齢化が進行しています。

同調査では、主な介護者が介護を行う1日あたりの時間をうかがいましたが、1時間未満が16.2%、1～2時間未満が17.4%、2～4時間未満が18.9%、4～6時間未満が8.8%と、6時間未満が6割を超えますが、週あたりの介護頻度に関しては「ほぼ毎日」が 50.6%で最も高く、比較的短時間であっても、介護は途切れることなく続いている状況がみてとれます。



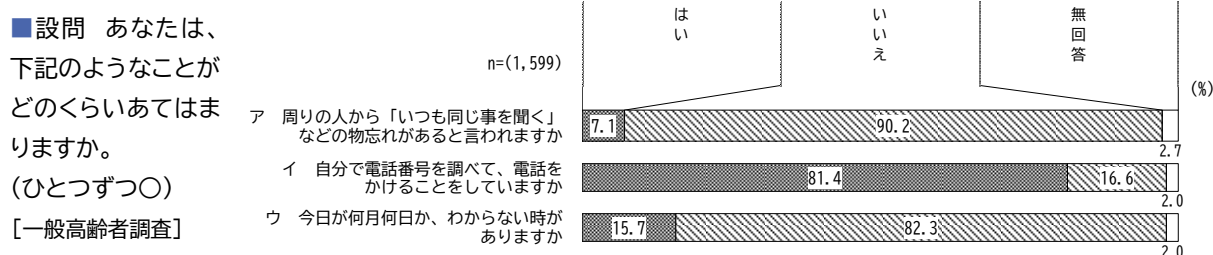
同調査において、日常生活で不自由に感じていることをたずねたところ、何らかの不自由があると回答した方は 66.9%で、「買い物」が 48.0%、「掃除」が 36.8%、「調理」が 35.0%、「ごみ出し」が30.9%となっています。一方、別の設問でかかりつけ医の有無をうかがったところ、いと回答した方は 95.5%で、多くの方が医療とのつながりを持ちながら在宅での生活を続けています。また、地域の支え合いによる支援を受けている方は7.9%と少数でしたが、支援を受けている内容は、ごみ出し、庭の手入れ、買い物・外出支援、話し相手・相談相手が上位となっています。



介護は、本人や身近な方だけで抱えるものではありません。医療と介護の連携・提供体制を軸として、地域の支え合いが関わることで、介護を必要とする方とそれに関わる方の双方を一体的に支援していくことが望まれます。

(6) 認知症への理解と地域全体による取組

一般高齢者調査において、認知機能の状況をたずねたところ、「今日が何月何日か、わからない時がある」と回答した方は 15.7%、「周りの人から物忘れがあるとと言われる」と回答した方は 7.1%でした。年齢が上がるほどその割合は高くなり、85 歳以上の女性では、日付がわからない時があると回答した方が 26.5%となっています。



認知症調査において、認知症にどのようなイメージを持っているかを自由記述でたずねたところ、物忘れや身の回りのことができなくなるといった認知症の症状・特徴を挙げた回答が 206 件で最も多く、次いで、施設に入るしかない、家族に迷惑をかけるといった認知症への不安・恐怖を挙げた回答が 158 件、家族や介護の負担を挙げた回答が 98 件でした。一方、誰でもなる可能性がある、寄り添っていききたいなど、認知症を受け入れる意見は 78 件でした。認知症の症状や特徴に関する印象が強く、それが漠然とした不安・恐怖につながっているものと考えられます。

■設問 認知症についてどのようなイメージを持っていますか(自由記述)

分類	件数
認知症の症状・特徴に関すること	206 件
認知症への不安・恐怖に関すること	158 件
家族・介護の負担に関すること	98 件
認知症を受け入れる意見	78 件
予防への関心	71 件
認知症の社会的対応の必要性に関すること	36 件

[認知症調査]

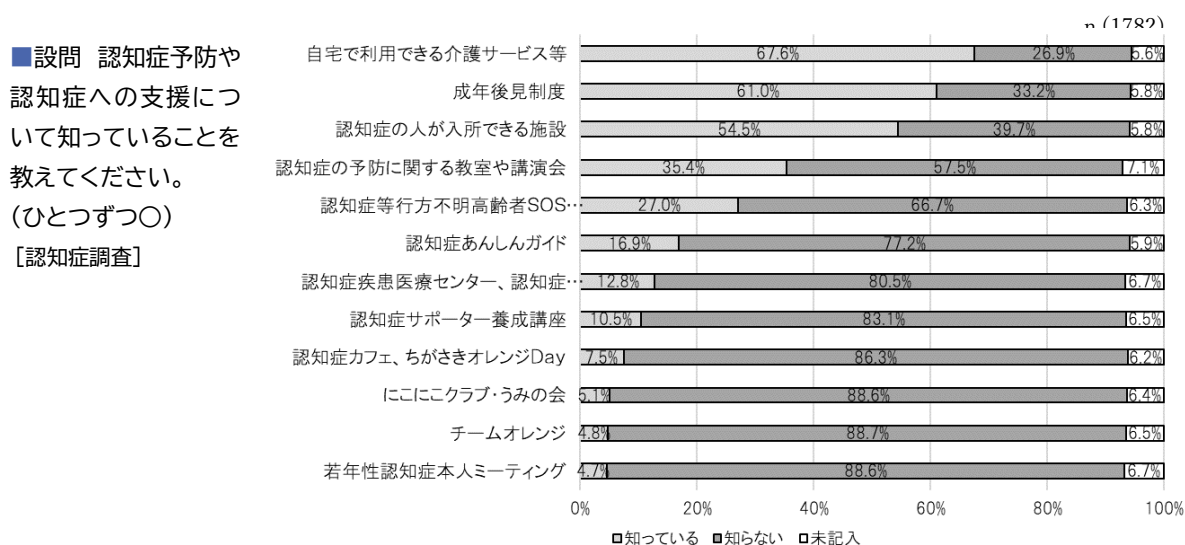
①一般高齢者調査及び②在宅認定者調査において、自分が認知症になった場合に大切な人に認知症であることを打ち明けることができるかをうかがったところ、「そう思う」「少しそう思う」と回答した方の合計は、①80.7%、②61.2%でした。また、日常生活の様々な場面において認知症の人の意思が尊重され、これまでの生活が維持できていると思うかをうかがったところ、「そう思う」「少しそう思う」と回答した方の合計は、①25.1%、②30.1%でした。

認知症であることを打ち明けられること、そして認知症の人の意思が尊重され、これまでの生活が維持できていると感じられることは、いずれも認知症に対する理解が地域に広がり、認知症になっても自分らしく暮らせる地域となっているかを表すものです。これらの設問は今回新たに設けたもので、認知症施策の達成状況を確認する設問として、今後の推移を注視していきます。

ニーズ調査で認知症に関する相談窓口を知っているかをたずねたところ、「はい」と回答した方は 25.1%で、前回調査の 23.9%からほぼ横ばいとなっています。

また、認知症調査で認知症予防や認知症への支援に関する事業の認知度をたずねたところ、自宅で利用できる介護サービス等は 67.6%、成年後見制度*は 61.0%と、公的制度の認知度は高くなっています。他方、認知症サポーター養成講座は 10.5%、認知症カフェ*・ちがさきオレンジ Day は 7.5%、チームオレンジ*は 4.8%と、より身近に認知症の人や家族を支える事業の認知度は 1 割程度から 1 割を下回る水準にあります。

相談窓口や事業の存在が知られていないことは、必要な時に必要な専門機関につながらないこと、認知症に関する情報との接点を持ちにくいことにもつながります。



認知症調査による、認知症になっても安心して暮らせる地域に関する自由記述では、隣近所での声かけや偏見のない見守りなど、地域の見守り・支え合いを挙げる回答が 260 件で最も多く、次いで介護・福祉サービスの充実が 114 件、認知症の理解・啓発が 75 件でした。認知症そのものへの理解には課題がある一方で、認知症になっても安心して暮らせる地域の姿は、認知症を自分や家族のこととして考えること、隣近所で声を掛け合うこと等、具体的な言葉で数多く語られています。

こうした声を手がかりとして、認知症の人や家族、地域の多様な関係者が、認知症を正しく理解し、それぞれの役割をもって関わり合う機会を広げるなど、認知症の人が社会とつながり、生きがいや希望をもって暮らし続けるための地域づくりが求められます。

■設問 認知症になっても安心して暮らせる地域はどういった地域だと思いますか(自由記述)

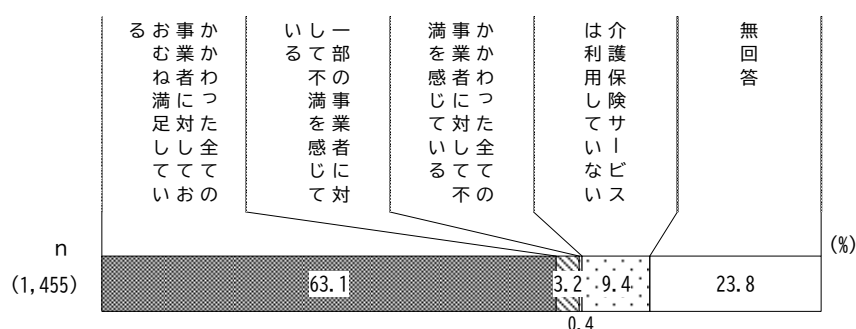
分類	件数
地域の見守り・支え合い	260 件
介護・福祉サービスの充実	114 件
認知症の理解・啓発	75 件
相談・支援体制の充実	71 件
行政の役割と環境整備	69 件

[認知症調査]

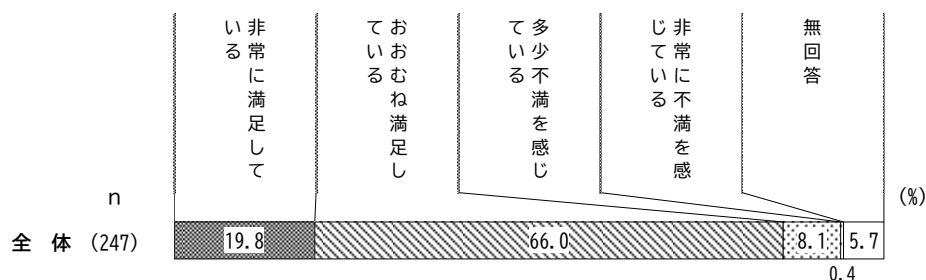
(7) 介護サービスへの満足度とサービスを担う事業所の状況

在宅認定者調査において、介護保険サービスを提供する事業者に対する満足度をたずねたところ、「かかわった全ての事業者におおむね満足している」と回答した方は 63.1%で、前回調査の 59.9%から 3.2 ポイント上昇しました。また、施設認定者調査では、入所中の施設が提供するサービスに「非常に満足している」「おおむね満足している」と回答した方の合計が 85.8%となっており、いずれもサービスを利用する方からの評価は高い状況です。

■設問 過去1か月間に利用した、ケアマネジャーを除く介護保険サービス提供事業者に対する満足度はいかがですか。
(ひとつだけに○)
[在宅認定者調査]



■設問 現在、入所中の施設が提供するサービスに満足していますか。
(ひとつだけに○)
[施設認定者調査]



一方、事業所調査において、市内の介護サービス事業所の経営状況をたずねたところ、回答のあった78事業所のうち、収支が赤字であると回答した事業所は34事業所、黒字であると回答した事業所は30事業所でした。また、事業の休止、廃止又は大幅な縮小を検討していると回答した事業所も7事業所あり、その理由として採算が合わないこと、サービスを提供する人材の確保が難しいことが多く挙げられています。

また、職員の状況では、回答のあった事業所全体で、常勤職員は605人、非常勤職員は650人が従事していますが、直近1年間では、常勤職員71人、非常勤職員104人が離職しています。行政に求める支援としては、介護報酬の引上げや職員の処遇改善といった、国が考え方を示す制度に関わる事項が多く挙げられました。また、人材の確保に向けた支援(採用活動や資格取得など)を求める声があり、新たな担い手を継続的に確保していくことが課題となっています。

サービス利用者からの介護サービスに対する評価は高い水準にありますが、介護サービス事業所を取り巻く環境は厳しい状況にあります。高齢化が進行していく中で、今後も必要ときに必要なサービスを利用できる環境を維持していくためには、市と事業者、関係機関が連携してサービスの質の確保と介護の担い手の確保に取り組む必要があります。

第4節 前計画の取組状況

第9期計画では、6つの基本方針のもとに26の施策の方向性を設けて取組を進めてきました。また、各年度においては、評価の指標を設定した事業について、その達成状況を確認するとともに、基本方針ごとに振り返りを行っています。なお、本計画の策定年度である令和8年度は前計画の計画期間中であることから、ここでは令和6年度及び令和7年度の基本方針ごとの評価に基づき、前計画の取組状況を振り返ります。

◆ 基本方針1 高齢者の多様な生きがいのづくりの支援

社会参加／趣味・生きがい／就労

高齢者が講師や担い手として関わる機会づくりと、活動の拠点となる施設の維持管理を中心に取り組みました。公民館では、高齢者が講師を務める講座など、5館合わせて令和6年度は29、令和7年度は47の講座等を開催し、高齢者が活躍する場の創出につなげました。老人憩の家及び老人福祉センターでは、利用者数がいずれも評価指標を上回り、コロナ禍前の活気が戻りつつあります。

一方、デジタル化が進む中で高齢者が取り残されないための支援や、就労における雇い手と働き手のマッチングについては、引き続き取り組む必要があります。

なお、指標を設定した11事業のうち、令和6・7年度ともに8事業で目標を達成しました。

◆ 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

健康／介護予防

身近な場所で体を動かす機会を広げるとともに、それを支える住民の担い手を育てる取組を進めました。誰でも自由に参加することができる「みんなで公園体操」について、会場を1か所から4か所に増やすとともに、天候に左右されず定期的に開催できるよう室内を会場にしたことで、健康づくりの機会を安定して提供することができました。介護予防ボランティア活動支援事業では、フレイルサポーター等の養成講座の実施により、高齢者が主体的に介護予防に取り組むための担い手を養成しました。一方、参加者数が定員に満たない事業もあり、事業の位置付けの見直しを行いました。

なお、指標を設定した6事業のうち、令和6・7年度ともに4事業で目標を達成しました。

◆ 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

住環境／安心・安全／災害／住まい

歩行環境や道路のハード面の整備と、災害時に支援を必要とする方への備えの両面から取り組みました。歩道段差や狭あい道路の解消など、住環境の向上に資するハード面の整備を着実に進めました。災害への備えとしては、避難行動要支援者支援制度による個別避難計画の作成に着手したほか、市総合体育館を指定福祉避難所として指定しました。一方、防災意識の啓発に関する取組では、指標に満たない事業もありました。

なお、指標を設定した事業のうち、令和6年度は14事業中10事業、令和7年度は15事業中11事業で目標を達成しました。

◆ 基本方針 4 地域における高齢者の支援体制づくり

相談（地域）／見守り／家族支援／権利擁護／医療・介護／情報提供

複合的な課題のあるケースに対応するため、市の関係部署や関係機関との事例検討会や研修会を開催し、連携体制の強化を図りました。また、権利擁護については成年後見支援センターと連携して個別のケースに対応し、在宅医療と介護の連携では、ACP*の普及啓発として住民向けの講座や支援者向けの研修を実施しました。一方、地域における見守り体制については、その必要性が高まる中で、今後も十分に対応できるよう、体制の改善・拡充等を図る必要があります。

なお、指標を設定した事業のうち、令和 6 年度は 16 事業中 11 事業、令和 7 年度は 12 事業で目標を達成しました。

◆ 基本方針 5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

予防／早期発見・対応／知識・理解／相談（認知症）／支援／取組の推進

認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくりと、認知症への理解を広げる周知の取組を並行して進めました。認知症初期集中支援チーム員会議において多職種で検討を行うとともに、令和 6 年度に実施した認知症に関する住民向けアンケートの結果をもとに関係機関と検討を重ね、早期発見・早期対応に向けた連携体制の構築を進めました。また、認知症サポーター養成講座や「ちがさき認知症月間」の取組を通じて、認知症に関する正しい知識や相談窓口について広く周知しました。一方、チームオレンジ*は市内 37 か所に活動が広がっていますが、登録者のうち活動していない方も多い状況にあることが課題となっています。

なお、指標を設定した 9 事業のうち、令和 6 年度は 7 事業、令和 7 年度は 6 事業で目標を達成しました。

◆ 基本方針 6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

給付等の見込量／施設整備／給付適正化／事業者支援／人材確保

給付の適正化と担い手の確保に取り組みながら、介護保険事業の適正な運営に努めました。保険給付費は、第9期計画策定時の推計値と比較して令和 6 年度は 93.2%、令和 7 年度は 93.6%となりました。給付適正化に向けては、ケアプラン*点検や研修会の実施により、適正な認定と給付に取り組みました。一方、地域密着型サービス*施設等の整備については、令和 6 年度の公募では応募に至りませんでした。公募方法等の見直しを行い、令和 7 年度に整備法人を決定しました。

なお、指標を設定した 3 事業のうち、令和 6 年度は 1 事業、令和 7 年度は 2 事業で目標を達成しました。

第5節 第10期計画の取組の方向性

本章各節等を踏まえ、第9期計画の基本体系・分類を参考として、第10期計画の取組の方向性を整理しました。ここでは、6つの区分で現状と取組の方向性を示します。

区分	現状	取組の方向性
健康づくり 介護予防 社会参加	○健康を保つために、多くの方が何らかの取組を行っているが、人とのふれあいや仕事、地域活動への参加割合は相対的に低くなっている。 ○社会参加について「何もしていない」方が4割いる一方、今後何らかの活動をしたい方は7割を超えている。 ○近年の研究では、社会参加の活動量が要介護認定と関連することが示されている。	○人と関わり、社会とつながり続けることと、心身の活力の維持・向上は密接に関係していることから、健康づくり・介護予防・社会参加を一体的に推進していく。 ○社会参加に対して意欲的であること等を踏まえ、参加しやすく、人との交流や社会とのつながりを持てる場づくりを進めていく。
移動 安心・安全	○安全・安心の暮らしの条件は、歩きやすい環境の整備や公共交通の充実が上位を占めている。 ○自然災害や詐欺・犯罪への不安は前回調査から上昇しているが、これらへの個人の備え・対策は着実に進んでいる。 ○安全で安心なまちづくりに必要なこととして、地域の安全を守るための取組を挙げる方が増えている。	○移動のしやすさは、日常生活はもとより、安心できる暮らしや活動の前提としてとらえる。 ○引き続き、災害や詐欺、防犯に関する個人の備えを推進するとともに、地域全体での安心できる環境づくりを進めていく。
見守り 支え合い 医療・介護	○ひとり暮らし高齢者は、年々増加している。 ○相談相手がいないと答えた方のうち、身近に相談相手がいない、誰に相談してよいか分からないと答えた方が一定数みられる。 ○介護は途切れなく続いており、介護者の高齢化も進行している。また、介護者の半数が何らかの課題を感じている。	○様々な立場にある人が互いにつながり、支え合う地域づくりをさらに推進していく。 ○介護を当事者だけで抱えることがないよう、医療と介護や地域の支え合いが重なり合う体制づくりを進めていく。
情報提供	○介護サービスなどの公的制度の認知度は高いが、在宅ケアや認知症の相談窓口といった公的な相談窓口の認知度は2割前後となっている。 ○認知症カフェ*など身近な支え合いにつながる取組の認知度は1割程度にとどまっている。 ○活動（社会参加）しやすくなる条件では、既に活動している人の様子や感想が分かる情報と回答した方が多く、活動のイメージが十分に伝わっていない。	○必要な情報が必要な人に届くための取組をすべての施策に共通する事項と位置付け、施策の目的や対象者に応じて、手段や媒体を工夫していく。

区分	現状	取組の方向性
認知症	○認知症に対するイメージは、症状や特徴、不安や恐怖に関することが上位を占めている。 ○認知症になっても安心して暮らせる地域の姿は、隣近所での声かけや偏見のない見守りなど、地域の見守り・支え合いを挙げる回答が最も多くなっている。 ○日常生活の様々な場面で認知症の人の意思が尊重され、これまでの生活が維持できていると思っている方は、2割から3割程度となっている。	○認知症の正しい理解を広げるとともに、認知症の人の声を聴きながら、認知症の人の暮らしに視点を合わせた取組を進める。 ○認知症の人や家族、地域の多様な関係者がそれぞれの役割をもって関わり合う機会を広げ、認知症の人が社会とのつながりを持ち続けられるよう取組を進める。
介護保険制度 人材確保	○高齢者人口は増加を続けており、平成27年からの10年間で、高齢化率が+2.3ポイント、数にして7千人以上増加している。今後も高齢化率は上昇していく。 ○要介護・要支援認定者や認定率は、年を追うごとに増加・上昇している。また、認定率が高まる後期高齢者が前期高齢者を上回っており、人口差が大きくなっている。 ○現状、介護サービスに対する利用者の評価は高い水準にあるが、介護サービス事業所の経営環境は厳しさを増しており、特に人的資源の確保が課題となっている。	○今後も増加し続ける介護需要を見据え、現状のサービスへの高い評価を維持しながら、必要なときに必要なサービスを利用できる環境を維持するため、安定的な介護保険制度の運営を図る。 ○介護人材の確保・定着は、介護保険制度を支える重要な基盤であることから、市・事業所・関係機関のさらなる連携のもとで取組を進める。



第3章

計画の基本体系

第1節 基本体系の全体像

【基本理念】

住み慣れた地域で、支え合いの環（わ）がつながる中、
一人ひとりが持てる力を活かした、希望や生きがいのある自分らしい暮らしの実現

【基本方針】

【基本方針1】

健康でいきいきとした生活の
推進

【施策の柱】

- (1) 健康づくりと健康増進
- (2) フレイル予防と介護予防
- (3) 生きがいづくりと社会参加

【基本方針2】

安心して暮らすための
環境づくり

- (1) 住まいの確保
- (2) 移動の円滑化
- (3) 交通安全・防犯
- (4) 消防・防災

【基本方針3】

みんなで支え合う体制づくり

- (1) 相談・生活支援
- (2) 交流・見守り・地域課題の解決
- (3) 権利擁護・意思決定支援
- (4) 在宅医療と介護の連携

【基本方針4】

認知症施策の総合的な推進
【認知症施策推進計画】

- (1) 認知症に関する理解促進
- (2) 認知症の人の生活の障壁解消
- (3) 認知症の人の社会参加
- (4) 認知症の人の権利擁護・意思決定支援
- (5) 認知症の医療と介護の連携
- (6) 認知症の相談支援
- (7) 認知症の予防

【基本方針5】

介護保険制度の安定的な運営

- (1) 介護サービスの質の確保
- (2) 介護保険施設等の整備・運営
- (3) 給付適正化
- (4) 介護人材の確保・定着

【すべての施策に共通する事項】 必要な情報を届ける取組

第2節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画が目指す地域の姿や高齢者一人ひとりのあり方として、次の基本理念を掲げます。

なお、本基本理念は、地域共生社会*の実現と地域包括ケアシステム*の深化を掲げた前計画の考え方を引き継ぎつつ、改めて整理したものです。

**住み慣れた地域で、支え合いの環（わ）がつながる中、
一人ひとりが持てる力を活かした、希望や生きがいのある自分らしい暮らしの実現**

「住み慣れた地域」の「地域」とは、範囲を限定せずに『私たちが住んでいる地域』としてとらえます（第1章第6節参照）。その範囲は、一人ひとり異なり、そこには、その人の生活を取り巻く様々な関係性があります。家族や友人、近所付き合い、通い慣れた場所やかかりつけの医療機関など、関係性の長さや深さにかかわらず、いずれも、その人がこれまでの暮らしで育んできたものです。こうした関係性は、心身の状態が変化しても、そこで暮らし続けるための力となります。

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、「誰かに支えてもらう」「誰かが支えていく」ということだけでなく、本人の意思を起点として、家族、住民、地域団体、事業者、関係機関、市などが、それぞれの立場からできることに取り組み、支え合うことが大切です。基本理念では、そうした支え合いが地域の中で循環している姿を「支え合いの環（わ）がつながる」と表しています。その環の中では、分け隔てはなく、高齢者本人もまた、環を構成する一員となります。

「一人ひとりが持てる力を活かす」とは、心身の状態にかかわらず、その人が今できること、長年培ってきた知識や経験、個性などを活かすことです。これは、その人の自立した日常生活を支えるとともに、社会との接点を持ち続けることにもつながるものです。

暮らしに関する価値観は一人ひとり異なり、何をもって充実とするかは一様ではありません。大切なのは、本人の意思と選択が尊重される中で、自分なりの暮らしを見出していくことです。基本理念では、これを「自分らしい暮らし」ととらえ、その暮らしを形づくるものとして「希望」や「生きがい」を示しています。

本基本理念は、本計画に関わるすべての人が共有し、その実現に向けた取組を進めるための目標とするものです。

2 基本方針

基本方針は、本計画の施策を 5 つの領域に分けたものです。この 5 つの基本方針に基づく取組を進めつつ、それぞれの方針が相互に連動することで、基本理念の実現を目指していきます。

また、基本方針ごとに「基本方針の達成度を確認する指標」を設け、現状値と目標を示します。

【主な変更点】

- 第 9 期計画の 6 つの基本方針のうち、基本方針 1「高齢者の多様な生きがいづくりの支援」と基本方針 2「高齢者の健康づくりと介護予防の充実」を統合しました。
- 第 9 期計画の基本方針 5「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」について、認知症施策推進計画の策定を踏まえ、「認知症施策の総合的な推進」に名称を改めました。
- 基本方針ごとに、達成度を確認する指標を設けました。

3 施策の柱

施策の柱は、各基本方針のもとで行う取組を、その内容や目的に応じて整理したものです。5 つの基本方針のもとで、合わせて 22 の施策の柱を設けています。

施策の柱は、本計画に掲げる各施策を束ねる単位であると同時に、基本方針を支えるテーマとしての役割を担っています。

また、前計画で基本方針 4、施策の方向性(6)に位置付けていた「高齢者への分かりやすい情報の提供」は、「必要な情報を届ける取組」として、すべての施策に共通する事項に位置付けています。

【主な変更点】

- 第 9 期計画の「施策の方向性」を「施策の柱」に改め、区分を再整理しました。
- 基本方針 4 の施策の柱は、認知症基本法に定める基本的施策を参考に区分しました。

4 施策（事業・取組）

各施策の柱のもとに、本計画において取り組む施策を掲げ、5 つの基本方針及び 22 の施策の柱に応じて、126 の施策を位置付けます。また、各施策は本計画において担う役割に応じて、いずれか一つの施策の柱に位置付けています。

各施策には、進行管理の起点とする指標を設けています。原則として、「活動指標」は、市が取組の量を定める施策に設定し、各年度において目標とする水準を示します。「参考指標」は、個人や団体等の状況によって取組の量が定まる施策（相談件数、依頼講座の回数など）に設定し、進行管理において比較の対象とする過年度の実績を示します。また、各指標には、令和 7 年度を基本とした実績を示しています。

【主な変更点】

- 施策の再掲は行わないこととしました。
- 各施策の指標を「活動指標」と「参考指標」に区分しました。

第4章

施策の展開

※介護サービス基盤の整備数（基本方針5：施策 No.118 及び 119）については、第5章における介護サービスの必要量や今後の需要見込み、介護事業者の整備意向等を確認・精査しており、調整段階にあるため、「調整中」と表記しています。

基本方針 1

健康でいきいきとした生活の推進

年齢を重ねながらその人らしく過ごしていくうえで、心身の健康を保つこと、社会との関わりを持ち続けることは不可欠であり、この両者は密接に関わり合うものです。趣味や学び、就労などを通じたつながりは、心身の活力を生み出します。また、心身が健康であることが、新たな活動への意欲を生み、その活動がまた人や地域、社会との関わりを広げていきます。

本市では、高齢者一人ひとりが持つ力を活かすことが、健康寿命*の延伸や地域の活力の向上につながるものと考えています。こうした認識のもと、日々の運動や食生活といった一人ひとりの主体的な取組を促しつつ、健診・検診や予防接種、介護予防事業などの取組により、疾病や要介護状態の予防から、いきいきと活動を続けるための環境づくりまでを、一体的に進めます。

この方針のもと、3つの施策の柱により、取組を推進します。

■ 基本方針の達成度を確認する指標

指標	根拠	現状	目標
「現在の健康状態」について、「とてもよい又はまあよい」と答えた高齢者の割合	二一歳調査（R7年度）	78.5%	増加
「社会参加の状況」について、「何もしていない」と答えた高齢者の割合	一般高齢者調査（R7年度）	40.4%	減少

■ 施策の柱

区分	内容
(1)健康づくりと健康増進	運動や食生活、口腔ケアなど市民が主体的に取り組む健康づくりを促すとともに、健診・検診や予防接種など市が提供する取組により、疾病の予防と早期発見を図ります。また、健康維持につながる環境づくりを進めます。
(2)フレイル予防と介護予防	フレイル*は、早期に気づき適切に取り組むことで、進行を緩やかにし、健康な状態に戻すことも可能とされています。気づきの機会から専門職による支援、住民が主体となって運営する身近な活動の場などの取組を進め、要介護状態への進行を防ぎます。
(3)生きがいづくりと社会参加	趣味や学び、文化活動、就労など、知識や経験を活かして社会とつながり続けることは、活力や生きがいの原動力となります。活動の場や機会の提供、参加のきっかけづくりなどを通じて、自分に合った関わり方を見つけることができる環境づくりに取り組みます。

◆施策の柱（１）健康づくりと健康増進

001	健康診査事業	健康増進課
75歳以上の市民及び40歳以上の生活保護受給者を対象として、生活習慣病の早期発見のため、健康診査を実施します。		
参考指標	受診率:39.9% [令和7年度実績]	
002	がん検診事業	健康増進課
がんによる死亡を減らすことが確実で、かつ利益が不利益を上回ることが科学的に認められた胃・大腸・肺・乳・子宮頸の各がん検診を実施し、高齢期のがんの早期発見・早期治療に寄与します。		
参考指標	受診率(大腸がん):14.7% [令和7年度実績]	
003	成人歯科歯周病検診事業	健康増進課
生涯を通じて歯・口腔の健康を保つため、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢に該当する方を対象に、歯周組織の健康状態を診査し、適切な保健指導を行うことで、早期からの口腔ケアを通じた健康寿命*の延伸につなげます。		
参考指標	65歳及び70歳受診率:0.94% [令和7年度実績]	
004	おとな予防接種事業	健康増進課
高齢者は感染症による重症化や合併症のリスクが高いことから、その発病や重症化を防止するため、対象となる高齢者に法令等に基づく各種定期予防接種の費用を一部助成します。		
参考指標	(接種率)高齢者インフルエンザ:44.6%、高齢者新型コロナウイルス感染症:10.1%、高齢者肺炎球菌感染症:25.3%、高齢者带状疱疹:31.6% [令和7年度実績]	
005	歯科保健事業	健康増進課
歯と口の健康週間イベントを開催し、生涯を通じた歯と口の健康づくりやオーラルフレイル*対策の普及啓発による一次予防に取り組みます。		
活動指標	イベント開催回数:各年度1回 [令和7年度実績:1回]	
006	食育推進事業	健康増進課
ライフコースアプローチ*の視点を踏まえ、働き世代から高齢期の食生活改善の普及啓発を図るため、高血圧予防、高血糖予防などテーマに合わせた栄養講話を実施します。		
活動指標	講話等の開催回数:各年度12回 [令和7年度実績:12回]	
007	地区組織活動支援事業	高齢福祉課
地区社会福祉協議会の実施する高齢者事業(福祉のつどい、敬老会、給食会)等に、依頼に基づき、市の保健師を派遣し、健康相談や血圧測定を行うことで、地区組織による健康づくりの活動を支援します。		
参考指標	保健師の派遣回数:30回 [令和7年度実績]	

008	スポーツに取り組む機会の提供	スポーツ推進課
市総合スポーツ大会、各種事業及びスポーツ教室を開催するとともに、市内の総合型地域スポーツクラブの情報やクラブ主催のスポーツイベントを周知することで、スポーツに取り組むきっかけを作り、高齢者の体力の向上を促進します。		
活動指標	市総合スポーツ大会・各種事業・教室の開催数(合計):各年度200回 [令和7年度実績:197回]	

009	クーリングシェルター普及事業	環境政策課
危険な暑さから身を守り、体調が悪くなる前に熱中症などを予防するため、散歩や買い物の途中など誰でも気軽に立ち寄ることができる「炎天下かけこみスポット(クーリングシェルター)」の普及を推進し、高齢者の健康維持につなげます。		
活動指標	クーリングシェルター施設数:9年度110施設、10年度115施設、11年度120施設 [令和7年度末実績:92施設]	

◆施策の柱（２）フレイル予防と介護予防

010	フレイル*チェック事業	高齢福祉課
高齢者に自身の心身の状況に気づいてもらうことで、早期からの健康増進・介護予防への取組を促し、健康寿命*の延伸につなげるため、虚弱化の予防に向けた「ちがさきフレイルチェック」を実施します。		
活動指標	実施回数:各年度13回 [令和7年度実績:14回]	

011	介護保険認定非該当高齢者への支援事業	高齢福祉課
介護保険の認定申請の結果、非該当となった高齢者に保健師が訪問等を行い、介護・健康・生活上の困り事の相談を受け、必要に応じて一般介護予防や各種サービス利用につなげます。		
活動指標	介護認定非該当高齢者への対応率:各年度100% [令和7年度実績:100%]	

012	転倒予防教室	高齢福祉課
転倒・骨折により要介護状態となることを予防し、社会参加や外出機会の拡大を図るため、転倒予防教室を開催します。また、介護予防ボランティア(高齢者支援リーダー)の活動の場とすることで、地域における支え合いを推進します。		
活動指標	実施会場数・実施回数:各年度21会場(11回/1会場) [令和7年度実績:20会場(合計220回)]	

013	みんなで公園体操	高齢福祉課
高齢者支援リーダーを中心に市内の公園でちがさき体操等を実施するとともに、ちがさき体操の普及啓発用DVDやCDの貸し出し及び動画サイトを活用した周知を行います。		
活動指標	体操実施回数:各年度47回 [令和7年度実績:41回]	

014	歌体操教室ねぼし(寝防止)	高齢福祉課
軽度の虚弱傾向にある方を対象に、身近な会場において歌体操ボランティアが主体となり、童謡を歌いながら簡単な運動・体操等を行い、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)*や認知症の予防を推進します。		
活動指標	実施会場数・実施回数:各年度25会場(24回/1会場) [令和7年度実績:25会場(合計537回)]	

015	頭と体の元気アップ教室	高齢福祉課
虚弱傾向や認知機能の低下が生じやすい高齢者を対象として、柔軟体操や筋力向上のための運動、認知機能の低下予防プログラム等を組み合わせた教室を開催します。		
活動指標	実施会場数・実施回数:各年度10会場・13回 [令和7年度実績:11会場・13回]	

016	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢福祉課
高齢者自身の自立した日常生活の維持向上を図るため、地域サロン等に専門職種(理学療法士、作業療法士)を派遣し、虚弱化予防のポイント指導、サロンの運営に関わる方の相談等に応じます。		
活動指標	リハビリテーション利用回数:各年度20回 [令和7年度実績:19回]	

017	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (ポピュレーションアプローチ*事業)	高齢福祉課
地域の高齢者が集う場(サロン等)においてフレイル*予防の取組が行えるよう、フレイル予防に関する専門職を派遣し、サロン参加者へフレイル予防の方法について指導し、啓発を行います。		
活動指標	専門職派遣回数:9年度45回、10年度50回、11年度55回 [令和8年度予定:44回]	

018	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (ハイリスクアプローチ*事業)	高齢福祉課
前年度の健康診査の結果から身体的フレイル*のハイリスク者を抽出し、個別の郵送や電話による個別指導等を行います。個々のフレイルの状態に合わせた支援や介護予防事業へつなぎます。		
活動指標	個別介入人数:各年度40人 [令和8年度予定:40人]	

019	短期集中訪問型サービス	高齢福祉課
虚弱傾向がある方で、うつ又は閉じこもり傾向にある高齢者に、理学療法士・歯科衛生士・管理栄養士が自宅を訪問し、栄養改善指導や口腔ケア指導、嚥下機能向上のための訓練、運動指導等のサービスを提供します。併せて、生活リズム・生活習慣改善の指導、相談窓口等の社会資源の情報提供を行います。		
活動指標	サービス利用回数:各年度60回 [令和7年度実績:54回]	

020	介護予防講演会	高齢福祉課
高齢者の健康寿命*の延伸を図るため、生活習慣病、食生活、歯科保健、介護予防、健康づくり等に関する講演会を実施し、介護予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。		
活動指標	講演会開催回数:各年度5回 [令和7年度実績:6回]	

021	介護予防ボランティア活動支援事業	高齢福祉課
高齢者の介護予防を支援するボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター）の養成講座や、資質向上と意欲を高めるための研修会を開催します。また、養成されたボランティアによる、転倒予防教室や地区サロン等での「ちがさき体操」の実施、歌体操教室やフレイルチェック事業の運営を支援します。		
活動指標	養成講座・研修会の開催回数：各年度5回 [令和7年度実績：7回]	

◆施策の柱（3）生きがいづくりと社会参加

022	高齢者が活躍する事業	公民館
高齢者がこれまで培った知識や経験を活かし、講座の講師を務める機会や発表の場を提供することで、高齢者の活躍を支援します。		
活動指標	高齢者が活躍する事業数(5館合計)：各年度10事業以上 [令和7年度実績：47事業]	

023	高齢者のための各種講座の開催	公民館
高齢者にとって、趣味や生きがいづくり、健康づくり、デジタルデバйд*対策等の支援となる各種講座を開催します。		
活動指標	各種講座数(5館合計)：各年度10講座以上 [令和7年度実績：43講座]	

024	公民館まつり等の開催	公民館
高齢者が展示や催物等で日頃の活動成果を発表するとともに、地域住民間・多世代間の交流を図る公民館まつり等を開催します。		
活動指標	公民館まつりの開催回数：各年度各館1回 [令和7年度実績：各館1回]	

025	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	社会教育課
講座やまち歩き等を通じて、ふるさと茅ヶ崎を学び、知る機会を提供することで、高齢者の外出やふるさとについて語り合うきっかけとなる場の創出につなげます。		
活動指標	講座・まち歩きの開催回数：各年度2回 [令和7年度実績：2回]	

026	老人福祉センター・老人憩の家管理事業	高齢福祉課
高齢者が部屋を借り、サークル活動やレクリエーション等の活動ができる場を提供するため、指定管理者による施設の管理運営を行います。また、指定管理者の企画事業として、様々なイベントを展開し、高齢者の趣味や学びの機会を提供します。		
参考指標	貸室平均利用率：47.9% [令和7年度実績]	

027	老人クラブ等助成事業	高齢福祉課
学習・教養活動、健康増進活動、レクリエーション、ボランティア活動など、地域における各種活動を促進し、高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、老人クラブの活動を助成等により支援します。		
参考指標	助成クラブ数:60クラブ [令和7年度実績]	

028	シルバー人材センター運営費補助事業	高齢福祉課
公益社団法人シルバー人材センターへの運営費補助を通じ、健康で働く意欲を持つ高齢者が本人の希望に応じた臨時的・短期的な就労機会を得られるよう支援します。		
参考指標	新規就業会員数:81人 [令和7年度実績]	

029	就職活動支援事業	産業観光課
勤労市民会館において、就業相談・紹介、転職活動の相談、就職活動に関する講座を実施し、中高年齢者の就職・転職活動を支援します。		
参考指標	中高年向け講座の開催回数:6回 [令和7年度実績]	

030	生涯現役応援窓口の設置	高齢福祉課
シルバー人材センターと連携し、定年退職や子どもの独立などでセカンドライフの過ごし方を探している方を対象に相談窓口を設けます。経験豊かなセカンドライフコンシェルジュが、就労・ボランティア・市民活動・趣味のサークルなど、その方に合った活動の場を一緒に探し、就労や社会参加の促進を図ります。		
参考指標	延べ相談人数:100人 [令和7年度実績]	

031	高齢者向けスマートフォン講習会	デジタル推進課
誰もがデジタル化の恩恵を受けられる「デジタル・インクルージョン*」の推進の一環として、高齢者向けスマートフォン講習会を実施し、高齢者の生活の利便性の向上や社会参加を支援します。		
活動指標	講習会開催回数:各年度6回 [令和7年度実績:15回]	

032	大活字資料の提供	図書館
細かい文字が読みづらい高齢者や視覚障がいのある方に大活字資料を提供することで、情報収集や読書の機会を提供します。		
活動指標	大活字本の所蔵点数:各年度1,800点以上 [令和7年度末実績:1,800点]	

033	高齢者読書支援事業	図書館
図書館まで来館することが困難で、代わりに来館して図書を借りることができる家族等がいない高齢者等の自宅へ図書を配送・回収し、読書の機会を提供します。		
参考指標	延べ利用者数:173人 [令和7年度実績]	

034	高齢者のための優待サービス事業	高齢福祉課
高齢者が積極的に外出することにより、健康の維持・増進や生きがいづくりにつなげることで、いきいきとした生活を促進するため、民間事業者の協力のもと、各種優待サービスの提供を行います。		
参考指標	協賛店舗数：121店舗 [令和7年度末実績]	

035	市民活動団体・NPO 等への支援	市民自治推進課
市民活動サポートセンターのホームページを通じて、市内で活動する市民活動団体の情報や講座情報を高齢者をはじめ多世代に届くよう発信し、高齢者の地域活動や趣味・学びへの参加を促します。		
参考指標	ホームページ掲載団体数：304団体 [令和7年度実績]	

036	敬老事業	高齢福祉課
100歳を迎えた方の長寿をお祝いし、多年にわたり社会の発展に寄与されたことに感謝を込めて、希望する方の自宅等を市長が訪問し、祝状を贈呈します。また、国が実施する老人の日・老人週間の記念事業に係る祝状及び記念品をお届けします。		
参考指標	訪問件数：16件 [令和7年度実績]	

基本方針 2

安心して暮らすための環境づくり

高齢者の安心は、住まいが定まっていること、行きたいところへ安全に出かけられること、事故や犯罪、火災や災害から日々の暮らしが守られていること、といった積み重ねの上にあります。これらの要素は、高齢者が暮らしの中で不安に感じることであり、いずれも上位に挙げられているものです。

暮らしにおける安心は、いずれか一つが整えば得られるものではありません。本市では、これらの要素を高齢者の安全で安心できる暮らしを支える一連の環境としてとらえます。また、これらの環境を整えることは、出かける先や行動の幅を広げることにもつながるなど、暮らしを形づくる土台となるものと考えています。一人ひとりの備え、地域や事業者、関係機関、市のそれぞれの取組が連携することで、日々の暮らしで不安に感じる場面を減らすための環境づくりを進めています。

この方針のもと、4つの施策の柱により、取組を推進します。

■ 基本方針の達成度を確認する指標

指標	根拠	現状	目標
「現在のくらしで不安に思っていること」について、本方針に関わる項目を選択した高齢者の割合	一般高齢者調査 (R7年度)	①住まいのこと (12.9%) ②犯罪・防犯に関すること (23.3%) ③詐欺・悪質商法に関すること (23.4%) ④地震・台風など自然災害 (45.0%)	減少
「道路などの整備による快適な移動環境の形成」について、「満足又はまあ満足」と答えた70歳以上の市民の割合	茅ヶ崎市市民意識調査 (R6年度)	29.4%	増加

■ 施策の柱

区分	内容
(1) 住まいの確保	住まいは、安定した暮らしの基盤となるものです。心身の状態や経済状況に応じた住まいの選択肢を確保するとともに、高齢になっても住まい探しや住まいの確保に困ることのないよう取組を進めます。
(2) 移動の円滑化	行きたい場所へ安全に出かけられることは、通院や買い物などの日常生活はもとより、あらゆる活動の前提となるものです。道路や駅、公共交通などの利便性の向上や生活道路の段差の解消を進め、高齢者が安心して外出できる環境をつくります。
(3) 交通安全・防犯	交通事故や特殊詐欺、契約トラブルから暮らしを守るため、警察や関係団体と連携した啓発・教育や消費生活相談を通じ、被害の未然防止と早期解決を図ります。また、高齢者が交通事故の当事者にならないための取組を進めます。
(4) 消防・防災	火災や災害から暮らしを守る取組は、日々の安心につながるものです。住宅火災の予防や緊急時に必要な情報が救急・消防に伝わるための取組、避難が困難で特に支援を必要とする方への対応など、高齢者の視点を踏まえた取組を関係者と連携して進めます。

◆施策の柱（１）住まいの確保

037	居住支援事業	都市政策課
高齢者、障がい者などの住宅確保に特に配慮を要する方から住まい探しの相談を受け、住まい探しの条件や希望をヒアリングしたうえで、協力不動産店へつなぐ支援を行います。また、住宅部局と福祉部局、不動産事業者等で構成する居住支援協議会を開催し、情報共有や話し合いを通じて、円滑な入居の実現を目指します。		
参考指標	相談件数：77件 [令和7年度実績]	

038	借上型市営住宅の整備	建築課
高齢者のいる世帯等の居住の安定を確保するため、「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、民間の土地所有者等が建設し、市が借上げているバリアフリー対応等の良質な借上型市営住宅の再借上げを実施します。		
活動指標	借上整備戸数：令和9年度12戸 [令和7年度実績：20戸] ※令和10～11年度は、令和12年度の再借上げに向けた準備を行う。	

039	養護老人ホーム湘風園運営支援及び再整備支援事業	高齢福祉課
環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の住まいを確保するため、社会福祉法人湘南広域社会福祉協会が運営する養護老人ホーム*の施設運営費等を負担します。また、老朽化に伴う本館の再整備について、令和11年度の完成を目指し支援を行います。		
参考指標	本館再整備工事進捗率：2% [令和7年度末実績]	

040	養護老人ホームへの入所措置	高齢福祉課
老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホーム*に入所措置し、その生活を支援します。		
参考指標	新規措置入所者数：8人 [令和7年度実績]	

041	住環境整備事業の調査・研究	都市政策課
高齢者や障がい者などが安心して地域で住み続けられるよう、「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」に位置付けた個別施策を推進するとともに、福祉部局と連携し、高齢者が安心して住むことができるセーフティネット構築に取り組みます。		
活動指標	住まいづくり推進委員会の開催回数：各年度2回 [令和7年度実績：1回]	

◆施策の柱（２）移動の円滑化

042	バリアフリー基本構想の推進	都市政策課
特定事業計画の促進や心のバリアフリー教室の開催など、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に位置付けた取組を推進し、高齢者が安全・快適に移動できるまちづくりを目指します。		
活動指標	バリアフリー基本構想推進協議会及び市民部会の開催回数：各年度4回 〔令和7年度実績：4回〕	

043	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく施設整備の推進	建築指導課
公共施設等の整備について、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく協議・指導を行い、高齢者が安全かつ快適に利用できる施設整備を推進します。		
参考指標	条例に基づく協議・指導件数：30件 〔令和7年度実績〕	

044	バリアフリー化や福祉のまちづくりの推進	建築指導課
不特定多数の者が利用する特定建築物等に対して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく指導を進め、高齢者が活動しやすいまちづくりを促進します。		
参考指標	法に基づく指導件数：3件 〔令和7年度実績〕	

045	歩道段差改良工事業	道路管理課
歩道の段差解消等により道路空間のバリアフリー化を推進し、道路の利便性・安全性を向上させることで、高齢者の移動時の負担軽減を図ります。		
参考指標	歩道段差解消か所合計：428か所 〔令和7年度末実績〕	

046	道路改良事業・街路事業・歩道橋設置事業	道路建設課
各路線の用地買収や物件補償、歩道整備工事の実施により、高齢者が安全で移動しやすい歩行環境を整備します。		
参考指標	歩道設置事業 用地買収：117.81㎡、工作物補償等：6件 〔令和7年度実績〕	

047	狭あい道路及び生活道路整備事業	道路管理課
狭あい道路整備事業に係る後退用地の取得や積極的な自主後退の協力要請、生活道路の拡幅整備により、交通機能や防災機能の向上を図り、高齢者が安全に外出しやすいまちづくりを推進します。		
参考指標	狭あい道路整備延長率：47.70% 〔令和7年度末実績〕	

048	地域公共交通政策推進事業	都市政策課
持続可能な交通で人々が行き交うまちを目指し、コミュニティバスの運行見直しや予約型乗合バスの運行改善など、「茅ヶ崎市地域公共交通計画」に位置付けた取組を通じて、高齢者の日常の移動手段の確保につなげます。		
活動指標	地域公共交通会議の開催回数：各年度2回 〔令和7年度実績：2回〕	

049	コミュニティバス運行事業	都市政策課
高齢者にとって身近な移動手段であるコミュニティバス及び予約型乗合バスの適切な運行管理を行うとともに、利用促進に向けた取組を推進します。		
参考指標	①コミュニティバス延べ利用者数:46.1万人、②予約型乗合バス延べ利用者数:約1万人 [令和7年度実績]	

050	JR 茅ヶ崎駅ホームの拡幅要請	都市政策課
神奈川県鉄道輸送力増強促進会議(構成員:県及び県内市町)を通じて、国や JR 東日本に対して茅ヶ崎駅ホーム拡幅等の要望活動を行い、高齢者の安全かつ快適な駅利用の実現に向けて取り組みます。		
活動指標	要望活動の実施回数:各年度1回 [令和7年度実績:1回]	

051	ちがさき自転車プラン推進事業	都市政策課
「オリジナル」自転車止まれ「ステッカー大作戦」やシェアサイクルポート拡充など、「第3次ちがさき自転車プラン」に位置付けた取組を推進し、自転車の安全利用を促進するとともに、高齢になっても移動や外出を楽しみ続けられるまちを目指します。		
活動指標	ちがさき自転車プラン推進委員会の開催回数:各年度1回 [令和7年度実績:1回]	

052	市営自転車駐車場再整備事業	安全対策課
市営自転車駐車場の再整備を行い、利用者に対し良好なサービスを提供することで、高齢者の外出機会が増加するよう支援します。		
参考指標	市営自転車駐車場利用台数:約322.7万台 [令和7年度実績]	

◆施策の柱（３）交通安全・防犯

053	交通安全教室の開催	安全対策課
高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通ルールの再確認や自らの運転能力や反射神経について認識する機会を通じ、運転マナーの向上を図ります。		
活動指標	交通安全教室開催回数:各年度1回 [令和7年度実績:1回]	

054	シルバードライビングスクールの開催	安全対策課
高齢者が事故の当事者にならないよう、茅ヶ崎警察署・茅ヶ崎市・寒川町の共催により、安全な自動車の乗り方指導、自転車の車道走行への理解、交通事故の状況等を内容とするシルバードライビングスクールを開催します。		
活動指標	スクール開催回数:各年度1回 [令和7年度実績:1回]	

055	交通安全に関する啓発活動の推進	安全対策課
年4回(各季1回)の交通安全運動、市民総ぐるみ運動推進大会等を地域、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎地区交通安全協会及び関係機関等と連携して実施し、市民の交通安全意識の向上を図ることで、高齢者の交通事故を防止します。		
活動指標	交通安全運動の実施回数:各年度4回 [令和7年度実績:4回]	

056	地域防犯活動推進事業	安全対策課
地域防犯活動団体を中心とした防犯ネットワーク会議での情報提供や、帽子、ベスト及び腕章の活動用品の貸与等を通じて、同団体を育成・支援し、地域の防犯力を高め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。		
活動指標	①防犯ネットワーク会議の開催回数:各年度2回、②老人クラブ総会での啓発活動:各年度1回 [令和7年度実績:①2回、②1回]	

057	犯罪の未然防止の取組	安全対策課
茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議のキャンペーンのほか、犯罪発生情報や件数を随時発信するなど、茅ヶ崎警察署、寒川町及び関係団体等と連携し、様々な対策を講じることで、特殊詐欺をはじめとした高齢者の犯罪被害の未然防止に取り組みます。		
活動指標	犯罪ゼロキャンペーンの実施:各年度2回 [令和7年度実績:1回]	

058	消費生活相談・啓発事業	市民相談課
多様化・複雑化する消費生活相談について、消費生活相談員や専門家による助言、他の専門機関への橋渡し等を通じて、架空請求や不当請求、訪問販売等による高齢者の契約トラブルの解決を支援します。また、消費者トラブルを未然に防ぐため、市内どこでも出張講座等で啓発を行います。		
参考指標	①高齢者からの消費生活相談件数:481件、②高齢者向けの市内どこでも出張講座実施回数:5回 [令和7年度実績]	

◆施策の柱（４）消防・防災

059	安心カード推進事業	警防救命課
高齢者や希望する市民の方に病院へ搬送するために必要な情報を記入する「安心カード」を配布し、万一の緊急時に救急隊員や医療関係者が必要な情報を得ることにより迅速な救急医療に結びつけます。		
活動指標	カード配布枚数:各年度2,500枚 [令和7年度実績:6,018枚]	

060	Live119(ライブ 119)普及事業	指令情報課
119 番通報の際に、スマートフォンのカメラ映像をリアルタイムで消防に送信できる「Live119(ライブ 119)」について、福祉施設職員を中心に、高齢者に携わる方々への説明会を実施し、映像通報の利用方法を周知します。これにより、救急搬送の6割以上を占める高齢者の緊急時に、現場状況を正確に把握し、迅速かつ適切な対応につなげます。		
活動指標	説明会の実施回数:各年度6回 [令和8年2月から開始]	

061	住宅防火安全対策事業	予防課
全国の住宅火災における死者の約7割を高齢者が占めていることから、高齢者世帯等への住宅用火災警報器等の設置や適正な維持管理の普及啓発を図ることで、市民の防火意識を高め、火災による死者ゼロを目指します。		
参考指標	住宅用火災警報器の設置率:83.2% [令和7年度末実績]	

062	避難行動要支援者支援制度の取組	防災対策課 障がい福祉課 高齢福祉課
避難行動要支援者*名簿の提供に係る同意率の向上を図るとともに、名簿情報が地域の共助による支援体制づくりに活用されるよう支援を行います。また、避難の実効性を高めるため、避難支援等関係者や福祉専門職と連携を図りながら、個別避難計画の作成を推進します。		
参考指標	①名簿提供に係る同意率:64.70%(令和8年6月1日現在)、②個別避難計画作成数:683件 [令和7年度実績]	

063	福祉避難所の確保	防災対策課 障がい福祉課 高齢福祉課
一般の避難所では生活が困難な高齢者、障がい者等の受け入れ先として、福祉避難所を確保するとともに、福祉避難所の施設管理者や協定締結先との意見交換等を踏まえた運用づくりを進めます。		
参考指標	福祉避難所施設数:37施設 [令和7年度末実績]	

064	高齢者に配慮した避難所運営体制の整備	防災対策課
高齢者の避難生活の負担軽減に配慮した避難所の運営が行われるよう、避難所(災害対策地区防災拠点)運営マニュアルを継続的に見直します。		
活動指標	高齢者に配慮した避難所運営マニュアルの整備数:各年度32校 [令和7年度末実績:32校]	

065	高齢者に配慮した生活必需物資等の確保	防災対策課
高齢者に配慮した生活必需物資等の備蓄を進めるとともに、自己備蓄の啓発と民間企業等との協定による流通備蓄の確保を推進します。		
活動指標	高齢者に配慮した備蓄品の更新:各年度1回 [令和7年度実績:1回]	

066	災害情報の伝達体制の整備と災害情報の取得手段の周知	防災対策課
防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、防災ラジオ、LINE・X、有料電話案内サービス等を活用した災害情報の伝達体制を整備します。また、高齢者がこれら多様な情報取得手段を災害発生時に有効に活用できるよう、市民まなび講座等を通じて広く周知します。		
参考指標	①市民まなび講座等の回数:12回、②防災ラジオの購入者に占める70歳以上の方の割合:55.6% [令和7年度実績]	

067	高齢者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発	防災対策課
高齢者及び支援者に対し、市民まなび講座や各種ハザードマップ等の資料により、防災知識の普及・啓発を行います。		
参考指標	市民まなび講座等の回数：12回〔令和7年度実績〕	

068	耐震改修促進計画事業	建築指導課
茅ヶ崎市耐震改修促進計画による計画的な耐震化を推進するとともに、高齢者世帯が建物の耐震診断・耐震補強を導入しやすい環境を整えるため、高齢者等への割増補助を設けます。また、家具転倒防止が初期避難に重要であることから、高齢者等を対象とした家具転倒防止金具等の取付支援を行います。		
参考指標	①高齢者世帯等に関する補助金の割増件数：耐震診断8件、耐震補強8件、②家具転倒防止金具等の取付支援：4件〔令和7年度実績〕	

069	都市防災推進事業	都市政策課
大規模地震により被災した場合の早期かつ的確な復興まちづくりを実現するため、復興事前準備の取組を推進するとともに、感震ブレーカーの設置を地域が主導して行うことで、地域防災力を高め、災害時における高齢者の安全確保や早期の生活再建を図ります。		
参考指標	感震ブレーカー補助金交付件数：634件〔令和7年度実績〕	

基本方針3

みんなで支え合う体制づくり

高齢者の暮らしにおける困りごとや課題は、介護や医療にとどまらず、日常生活における広範な場面におよび、複合化・複雑化しています。こうした課題を早期に把握し、必要な支援へと確実につないでいくためには、行政や医療・介護の専門職等による支援と、地域における住民相互の支え合いが連携することが不可欠です。

本市では、基本理念に掲げる「支え合いの環(わ)」の実現に向け、高齢者一人ひとりが周囲とのつながりを持ちながら暮らし続けられるよう、相談・生活支援の体制づくり、医療と介護の連携に係る仕組みづくり、権利擁護、多様な主体との協働による見守りや地域課題の解決などの取組を進めます。

この方針のもと、4つの施策の柱により、取組を推進します。

■ 基本方針の達成度を確認する指標

指標	根拠	現状	目標
「ともに見守り支え合う地域の体制」について、「満足又はまあ満足」と答えた 70 歳以上の市民の割合	茅ヶ崎市市民意識調査 (R6 年度)	38.5%	増加

■ 施策の柱

区分	内容
(1) 相談・生活支援	相談は支援につながる入口であることから、高齢者やその家族を中心として、世代や属性を問わず、多様な相談に対応するための体制を整えます。また、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、必要な支援を提供します。
(2) 交流・見守り・地域課題の解決	地域の中で人と人がつながり、安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、地域住民同士の交流や地域活動の場づくりを通じて、互いに支え合う関係づくりを促進します。また、地域の様々な課題について、地域住民・地域団体・関係機関などの多様な主体が協働し、それぞれの強みを活かした課題解決に取り組みます。
(3) 権利擁護・意思決定支援	判断能力が低下したときにも本人の意思が尊重され、その権利利益が守られることは、尊厳ある暮らしの前提です。虐待の防止と早期対応、成年後見制度*の利用の支援に加え、自らの望む暮らしや医療・ケアについての意思をあらかじめ表明し、周囲と共有する取組を進めます。
(4) 在宅医療と介護の連携	医療と介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や自宅で本人の意向に沿った生活を続けられるよう、関係者による連携の仕組みづくりと人材の育成、住民への普及啓発を進め、切れ目のない体制を構築します。

◆施策の柱（１）相談・生活支援

070	地域包括支援センター運営事業	高齢福祉課
13地区の地域包括支援センター*を中心に、高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、専門職部会や管理責任者会の運営及び人材育成研修の開催等を通じて、市直営の基幹型地域包括支援センターが13地区の地域包括支援センターを後方支援します。		
活動指標	人材育成研修会開催回数：各年度4回〔令和7年度実績：6回〕	
参考指標	延べ相談件数：24,053件、事業運営評価達成率：93.78%〔令和7年度実績〕	

071	高齢者安心電話相談事業	高齢福祉課
高齢者やその家族等を対象に、看護師や介護支援専門員（ケアマネジャー）*等の資格を持つ専門の相談員が24時間365日、介護、健康、医療等に関する電話相談に対応します。また、地域包括支援センター*の総合相談業務と連携することで、一体的な相談体制を確立します。		
参考指標	延べ相談件数：1,525件〔令和7年度実績〕	

072	免許を返納した高齢者の相談支援	高齢福祉課
運転免許証を返納した高齢者のうち、相談を希望する方について、神奈川県警察と情報共有や連携を図ることで、支援が必要な認知症の人等の早期発見・早期対応と生活の質の維持・向上を図ります。		
参考指標	相談件数：0件〔令和7年度実績〕	

073	生活支援サービス事業	高齢福祉課
高齢者のみの世帯や寝たきり高齢者等の居宅生活の維持に困難を抱える方とその家族を対象に、住み慣れた環境で安心して過ごせるよう、緊急通報装置の貸与や生活管理指導短期入所等を実施します。		
参考指標	緊急通報装置の貸与台数：120台〔令和7年度実績〕	

074	高齢者住宅生活援助員派遣事業	高齢福祉課
高齢者向けの市営松林住宅（シルバーハウジング）の入居者が安全かつ自立した生活を営むことができるよう、同住宅に併設の老人福祉施設から生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を派遣し、生活相談や安否確認等の支援を行います。		
参考指標	延べ相談件数：2,910件〔令和7年度実績〕	

075	低所得者介護用品支給事業	高齢福祉課
高齢者が在宅で衛生的かつ快適な日常生活を送るとともに、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、市民税非課税世帯で要介護4又は5に相当する高齢者を主に介護している家族を対象に紙おむつ等を支給します。		
参考指標	延べ利用件数：517件〔令和7年度実績〕	

076	家族介護教室	高齢福祉課
高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室を実施します。		
活動指標	教室開催回数:各年度14回 [令和7年度実績:14回]	

077	在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	高齢福祉課
在日外国籍等の高齢者で、公的年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方に福祉給付金を支給します。		
参考指標	支給対象者:0人 [令和7年度実績]	

◆施策の柱（２）交流・見守り・地域課題の解決

078	地域における交流・地域活動の場づくり支援	市民自治推進課 地域福祉課
地域集会施設の管理運営や貸館機能の維持を通じて、高齢者の交流・地域活動の拠点づくりを促進するとともに、まちから協議会等による話し合いの場づくりや地域活動への参加促進に向けた取組を各種補助金の交付等により支援します。また、ミニデイ・サロンの立ち上げ支援等を通じて、高齢者が世代や属性を超えて交流できる場や地域課題を解決するための場づくりを推進します。		
参考指標	①地域集会施設貸室平均利用率:41.61%、②ミニデイ・サロンの新規設置数:17か所 [令和7年度実績]	

079	住区基幹型公園等整備事業	公園緑地課
高齢者から子どもまで安心して利用でき、世代や属性を超えた交流の場や憩いの場となる公園・緑地等の整備を行います。また、既存公園については地元の要望を踏まえながら、高齢者が日常的に身体を動かしながら仲間との交流が生まれるよう、健康遊具の設置を検討します。		
参考指標	都市公園面積:832,523㎡ [令和7年度末実績]	

080	民生委員・児童委員による支援	地域福祉課
民生委員・児童委員が高齢者の身近な相談相手として、ボランティアセンターや地域包括支援センター*等の関係機関と連携しながら、見守りや相談などの必要な援助を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。		
参考指標	民生委員・児童委員への「高齢者に関すること」の相談件数:2,595件 [令和7年度実績]	

081	民生委員・児童委員と関係機関との連携強化	地域福祉課
民生委員・児童委員と関係機関が情報共有や研修を行い、高齢者の生活課題の早期発見に努めるとともに、必要な支援やサービスへ適切につなぐことができるよう、連携体制の強化を図ります。		
参考指標	関係機関との研修・懇親会の開催数:2回 [令和7年度実績]	

082	在宅高齢者実態調査	高齢福祉課
ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を各地区担当の民生委員・児童委員が訪問し、状況把握を通じた顔の見える関係づくりをさらに推進します。また、調査で得た情報を関係者が共有し、日頃の見守り・安否確認等の促進や緊急時の対応に活用します。		
参考指標	調査対象者数:39,118人 [令和6年度実績]	

083	安心まごころ収集事業	環境事業センター
ごみや資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者のいる世帯を対象に、ごみや資源物の戸別収集を行います。また、収集の際には利用者へ声をかけることで、安否確認を行います。		
参考指標	利用世帯数:666世帯 [令和7年度実績]	

084	高齢者生活保護受給世帯訪問調査	生活支援課
高齢者のいる生活保護受給世帯を訪問し、生活や通院、親族との交流状況等を確認するとともに、地域参加に向けた情報提供や促進を図り、高齢者が孤立することなく、地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。		
参考指標	訪問実施高齢者世帯数:939世帯 [令和7年度実績]	

085	高齢者にやさしい地域づくりの推進	高齢福祉課
「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を民間企業等と締結し、連携を図ることで、ひとり暮らし高齢者及び認知症の人の地域における見守り体制を強化し、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指します。また、協定先との具体的な連携方法や取組について検討するための連絡協議会を開催します。		
参考指標	協定締結企業数:4社 [令和7年度末実績]	

086	多機関協働事業(重層的支援体制整備事業*)	地域福祉課
地域共生社会*の実現に向けた包括的な支援体制を構築するため、地域団体と専門機関が連携して地域生活課題の把握・共有や解決に取り組む「地区支援ネットワーク会議」の開催を支援し、地域課題を地域全体で受け止め、支え合う体制づくりを推進します。		
参考指標	地区支援ネットワーク会議での共有事例件数:145件 [令和7年度実績]	

087	地域ケア会議の推進事業	高齢福祉課
13地区の地域包括支援センター*が主催する地域ケア会議を通じて、地域の高齢者の個別課題の解決、見守りネットワーク等の構築、地域課題の発見、地域づくりやインフォーマルサービス*等の資源開発を図ります。また、市全体として取り組むべき課題を関係機関とともに検討する地域ケア推進会議や、多職種の助言をもとに事例検討を行い自立支援、介護予防の質の向上等を図る自立支援型地域ケア個別会議を開催します。		
活動指標	地域ケア会議開催回数:各年度①地域ケア推進会議:1回、②自立支援型地域ケア個別会議:3回、③13地区地域ケア会議:26回 [令和7年度実績:①1回、②3回、③39回]	

088	生活支援体制整備事業	高齢福祉課
高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、市域全体及び日常生活圏域ごとに地域支え合い推進員を配置するとともに、協議体を設置し、日常の困りごとを地域住民と多様な活動主体が連携・協力し、解決できる地域づくりを推進します。		
活動指標	協議体の開催回数:①第1層協議体:各年度2回、②第2層協議体:各年度150回 [令和7年度実績:①2回、②168回]	
参考指標	事業評価達成率:75% [令和7年度実績]	

◆施策の柱（３）権利擁護・意思決定支援

089	高齢者虐待防止対策事業	高齢福祉課
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、高齢者や養護者に対する相談、助言、指導等の個別支援対応を行います。また、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する意識の向上を図るため、関係機関・団体のネットワークを構築するとともに、市民への周知・啓発を行います。		
参考指標	延べ相談件数:781件 [令和7年度実績]	

090	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課 高齢福祉課
高齢者本人にとって成年後見制度*の利用が必要な場合であって、申立てをする親族がいない場合や、親族がいても非協力的・虐待等の事情により親族による申立てが適当でない場合には、市長が後見等の審判請求を行います。また、成年後見制度を利用するにあたり必要となる費用を負担することが困難である方に対し、当該費用の全部又は一部を助成します。		
参考指標	助成件数:25件 [令和7年度実績]	

091	茅ヶ崎市成年後見支援センターの運営	地域福祉課
高齢や障がい等により判断能力が低下した方の生活を支えるため、成年後見制度*の利用促進を図る中核機関として「茅ヶ崎市成年後見支援センター」を運営し、関係機関との連携・協力により、成年後見制度利用をはじめとした相談支援を行います。		
参考指標	相談者数(実人数):337人 [令和7年度実績]	

092	市民後見人養成事業	地域福祉課
認知症の人等の増加に伴い、成年後見制度*へのニーズが高まっていることから、地域生活を市民が支えることができるよう、市民後見人*養成研修の実施及び適正な活動のための支援等を行います。		
参考指標	市民後見人新規受任者数:1人 [令和7年度実績]	

093	エンディングノート活用事業	高齢福祉課
高齢者本人が元気なうちから、将来の医療や介護等に関する意思を早い段階から考え、家族・関係者と話し合い、まとめておくためのツールである『エンディングノート』を広く市民に普及啓発します。また、書き方講座等の開催を通じて、エンディングノートを活用できるよう支援します。		
活動指標	エンディングノート書き方講座の実施回数:各年度1回 [令和7年度実績:1回]	

◆施策の柱(4)在宅医療と介護の連携

094	在宅医療介護連携推進事業(医療介護連携推進部会)	高齢福祉課
医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、関係機関から推薦された委員で構成する部会を開催し、地域における在宅医療介護連携の推進方を検討します。		
活動指標	部会開催回数:各年度2回 [令和7年度実績:2回]	

095	在宅医療介護連携推進事業(仕組みづくり)	高齢福祉課
地域の実情に応じた医療介護連携に関する課題を継続的に把握し、多職種・多機関の視点から具体的な解決策を検討するため、課題検討グループを運営します。また、医療・介護に関して相談しやすい窓口(在宅ケア相談窓口)を設け、必要な情報提供や適切な支援につなぎます。		
活動指標	課題検討グループの開催回数:各年度4回 [令和7年度実績:4回]	
参考指標	在宅ケア相談窓口相談件数:197件 [令和7年度実績]	

096	在宅医療介護連携推進事業(関係者人材育成)	高齢福祉課
医療・介護関係者の資質向上や円滑な多職種連携の実践を目的に、関係機関で構成する検討委員会での企画を踏まえた研修会を開催します。また、将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体にその家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組(ACP)の重要性を普及啓発するとともに、その意思決定を支援する関係者の育成を図るなど、高齢者の意向に沿った医療やケアが提供される体制を構築します。		
活動指標	①多職種連携研修会の開催:各年度3回、②ACP普及啓発講演会の開催:各年度2回 [令和7年度実績:①3回、②2回]	

097	在宅医療介護連携推進事業(住民への周知)	高齢福祉課
ACP*をはじめ、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取り等について理解促進を図るため、住民向け研修会や市民や団体等からの依頼に応じた講座を開催します。また、各種媒体を活用し、在宅ケア相談窓口等の周知を図ります。		
活動指標	住民向け研修会の開催回数:各年度1回 [令和7年度実績:1回]	
参考指標	依頼講座の開催回数:9回 [令和7年度実績]	

098	かかりつけ医制度の推進	地域保健課
健康管理の方法や気になる症状を自ら相談し、適切なアドバイスを受けることができる「かかりつけ医」の定着に向けた周知啓発を推進し、高齢者の病気の予防、早期発見・早期治療につなげます。		
活動指標	広報紙等による普及啓発:各年度2回 [令和7年度実績:2回]	

基本方針 4

認知症施策の総合的な推進 [認知症施策推進計画]

認知症は特別な疾患ではなく、加齢とともに誰にでも起こりうる、すべての人にとって身近なものです。国においては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。本市では、本方針を認知症施策推進計画として位置付け、認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症の人の声を起点とした取組を進めます。

認知症を自分事としてとらえる市民の理解を広げ、心身の変化に早い段階で気づき、適切な医療や支援につなぐ体制を整えることで、認知症の人とその家族の日々の暮らしを支えます。併せて、他の基本方針に位置付けた関連施策とも一体となって、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりを、総合的に推進します。

この方針のもと、本市の認知症に関する施策の全体像を明らかにする観点から、認知症基本法に定める基本的施策の区分を参考として設定した7つの施策の柱により、取組を推進します。

■ 基本方針の達成度を確認する指標

指標	根拠	現状	目標
「認知症になった場合に、大切な人に認知症であることを打ち明けることができるか」について、「そう思う又は少しそう思う」と答えた高齢者の割合	①一般高齢者調査（R7年度） ②在宅認定者調査（R7年度）	①80.7% ②61.2%	増加
「日常生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、これまでの生活が維持できていると思うか」について、「そう思う又は少しそう思う」と答えた高齢者の割合	同上	①25.1% ②30.1%	増加

■ 施策の柱

区分	内容
(1) 認知症に関する理解促進	認知症は誰もがなり得るものであり、認知症になっても、その人らしさや能力がすべて失われるわけではありません。認知症の人やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、若い世代を含めたより多くの市民が、認知症の正しい理解を深め、誰もが自分事として考えることができる取組を進めます。
(2) 認知症の人の生活の障壁解消	認知症の人が安心して安全に生活できるよう、生活するうえでハード・ソフト両面にわたる社会的障壁となるものを解消することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望する生活が続けることができる環境を整えます。
(3) 認知症の人の社会参加	認知症の人の多様な社会参加の機会を確保し、自分に合った社会とのつながりを持つことで、認知症の人が生きがいや希望のある暮らしを送ることができる環境を整えます。
(4) 認知症の人の権利擁護・意思決定支援	認知症になっても、自分らしく暮らしたいという思いや、大切にしてきた価値観は変わりません。認知症の人の思いを丁寧にくみ取り、権利を守り、意思決定を支援する取組を進めます。

区分	内容
(5) 認知症の医療と介護の連携	認知症の人の意思が十分に尊重され、必要な保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、医療・介護・福祉が連携することで、地域全体で認知症の人とその家族を支える体制を強化します。
(6) 認知症の相談支援	認知症の人やその家族が必要な社会的支援につながるができるように、相談体制を整え、認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりを推進します。
(7) 認知症の予防	認知症施策において、認知症の発症や進行を遅らせることを認知症予防として位置付け、認知症予防に関する啓発や地域における活動の推進を行います。また、認知症の早期発見、早期診断及び早期対応につながるよう、関係機関との連携協力を図ります。

■ 認知症施策推進計画の全体構成

施策の柱	基本方針4で位置付ける事業	関連する基本方針・施策の柱
(1) 認知症に関する理解促進	No.099 認知症サポーター養成講座 No.100 キャラバン・メイト支援事業 No.101 ちがさき認知症月間 No.102 認知症ケアパス活用事業	-
(2) 認知症の人の生活の障壁解消	No.103 認知症等行方不明高齢者SOSネットワーク事業 No.104 認知症高齢者早期発見位置お知らせサービス事業	○基本方針2(2) 移動の円滑化 ○基本方針3(2) 交流・見守り・地域課題の解決
(3) 認知症の人の社会参加	No.105 チームオレンジちがさきの活動の支援 No.106 認知症サポーターステップアップ講座	-
(4) 認知症の人の権利擁護・意思決定支援	-	○基本方針3(3) 権利擁護・意思決定支援
(5) 認知症の医療と介護の連携	No.107 認知症施策検討会 No.108 認知症初期集中支援推進事業 No.109 若年性認知症従事者研修	○基本方針3(4) 在宅医療と介護の連携
(6) 認知症の相談支援	No.110 認知症地域支援推進員配置事業 No.111 若年性認知症相談支援事業	○基本方針3(1) 相談・生活支援
(7) 認知症の予防	-	○基本方針1(2) フレイル予防と介護予防

◆施策の柱（１）認知症に関する理解促進

099	認知症サポーター養成講座	高齢福祉課
認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、キャラバン・メイト*が中心となって若年層も含めた幅広い市民に講座を開催し、認知症の人を理解し、認知症の人や家族を応援するサポーターを養成します。		
活動指標	養成講座開催回数(うち中学校での開催):各年度35回以上(5校) [令和7年度実績:37回(4校)]	

100	キャラバン・メイト支援事業	高齢福祉課
県が実施する認知症キャラバン・メイト養成研修の周知や受講者の登録・管理を行うことでキャラバン・メイト*の活動や認知症サポーターの養成を支援します。		
参考指標	キャラバン・メイト新規登録者数:9人 [令和7年度実績]	

101	ちがさき認知症月間	高齢福祉課
毎年9月の認知症月間に合わせてイベント等を開催し、認知症に関する正しい知識や地域の様々な活動を周知啓発するとともに、認知症支援に携わる関係者の相互理解を深め、ネットワークを強化する機会とします。		
活動指標	参加団体数:各年度40団体 [令和7年度実績:33団体]	
参考指標	延べ参加者数:1,311人 [令和7年度実績]	

102	認知症ケアパス活用事業	高齢福祉課
認知症の人の病状や生活機能障害の進行に合わせて、医療・介護サービス等を適切に受けられるよう、認知症ケアパス*(茅ヶ崎市認知症あんしんガイド)を作成し、周知します。また、早期発見・早期対応のため、医療機関や介護事業所等と連携するツールとしての活用を促進します。		
活動指標	発行部数:各年度3,000部 [令和7年度実績:4,000部]	

◆施策の柱（２）認知症の人の生活の障壁解消

103	認知症等行方不明高齢者SOSネットワーク事業	高齢福祉課
認知症等のために行方不明となった高齢者ができるだけ早期に家族等のもとに帰れるよう、SOSネットワーク連絡協議会を通じて支援ネットワークを強化します。また、早期発見につなげるため、高齢者の特徴等の事前登録を周知するとともに、家族等が判明せず帰宅できない高齢者を委託先で一時保護します。		
活動指標	連絡協議会開催回数:各年度1回 [令和7年度実績:1回]	
参考指標	SOSネットワーク新規登録者数:68人 [令和7年度実績]	

104	認知症高齢者早期発見位置お知らせサービス事業	高齢福祉課
認知症の人を介護している家族等に対し、所在確認用の探索機器(GPS装置)を貸与することで、認知症の人が行方不明となった時に早期発見につながる環境を整えるとともに、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。		
参考指標	GPS装置の貸与台数:18台 [令和7年度実績]	

◆施策の柱（３）認知症の人の社会参加

105	チームオレンジちがさきの活動の支援	高齢福祉課
「チームオレンジ*ちがさき」による認知症カフェ*等の活動をチーム登録者研修等により支援し、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。		
活動指標	登録者研修会開催回数：各年度1回 [令和7年度実績：1回]	
参考指標	チームオレンジ登録者数：①個人207人、②団体10団体 [令和7年度末実績]	

106	認知症サポーターステップアップ講座	高齢福祉課
認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に、認知症に関する知識や理解をさらに深め、具体的な地域での支え合いにつながるようステップアップ講座を開催します。		
活動指標	講座開催回数：各年度2回 [令和7年度実績：2回]	

◆施策の柱（５）認知症の医療と介護の連携

107	認知症施策検討会	高齢福祉課
認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護の連携等、認知症施策全般を推進するための検討会を開催します。		
活動指標	開催回数：各年度2回 [令和7年度実績：2回]	

108	認知症初期集中支援推進事業	高齢福祉課
保健・医療・福祉に携わる多職種で構成される「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。また、必要に応じてチーム員会議で認知症の人の支援方針を検討するとともに、その方針に基づいた具体的な支援を行います。さらに、チームの活動状況を評価し、意見交換を行う検討委員会を設け、支援体制の継続的な改善・強化を図ります。		
活動指標	①認知症初期集中支援チーム員会議開催回数：各年度12回、②認知症初期集中支援チーム検討委員会開催回数：各年度2回 [令和7年度実績：①12回、②2回]	
参考指標	支援方針の検討実人数：14人 [令和7年度実績]	

109	若年性認知症従事者研修	保健予防課
若年性認知症*の人やその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、若年性認知症に関する知識の普及啓発を図るとともに、支援人材を育成するための若年性認知症従事者研修を実施します。		
活動指標	研修会開催回数：各年度1回 [令和7年度実績：1回]	

◆施策の柱（６）認知症の相談支援

110	認知症地域支援推進員配置事業	高齢福祉課
基幹型・委託型の各地域包括支援センター*に認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する地域啓発活動を行うとともに、認知症の人やその家族等への相談支援を通じて、認知症の人の声を起点とした情報提供等を行うことで、地域の社会的支援につなげます。		
活動指標	推進員の配置か所数：各年度14か所〔令和7年度実績：14か所〕	

111	若年性認知症相談支援事業	保健予防課
若年性認知症*に関して不安を抱えている方や日常生活に支援が必要な方とその家族に対し、関係機関と連携した相談支援を実施します。		
参考指標	延べ相談人数：57人〔令和7年度実績〕	

基本方針 5

介護保険制度の安定的な運営

今後、少子高齢化のさらなる進行により、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少が見込まれています。

保険者である市の責務として、被保険者が、必要とするときに質・量ともに充実した介護サービスを利用できる環境を将来にわたり維持していくため、介護保険制度を安定的に運営するとともに、その持続可能性の向上に資する施策を展開します。

本方針においては、「介護サービスの質の確保」、「介護保険施設等の整備・運営」、「給付適正化」及び「介護人材の確保・定着」の4つの施策の柱をもとに施策を推進し、サービスへの満足度を高め、介護保険制度への信頼を醸成し、将来にわたる安定的な制度運営の構築を目指します。

なお、介護保険給付費等の将来見通しと介護保険料の算定については、第5章を参照してください。

■ 基本方針の達成度を確認する指標

指標	根拠	現状	目標
「介護保険サービス提供事業者に対する満足度」について、「かかわった全ての事業者に対しておおむね満足している」と答えた高齢者の割合	在宅認定者調査 (R7年度)	63.1%	増加
「入所中の施設が提供するサービスに満足しているか」について「非常に満足している又はおおむね満足している」と答えた高齢者の割合	施設認定者調査 (R7年度)	85.8%	増加
介護給付費等の決算額／同推計値（3か年合計）	介護保険課資料 (第8期計画3か年合計)	95.6%	同水準を維持

■ 施策の柱

区分	内容
(1) 介護サービスの質の確保	介護サービスの質は、事業者への指導・監督と利用者の声の把握という両面から確保していくものです。事業者への適切な指導と従事者の育成に努めるとともに、利用者からの相談を通じて実情を把握して改善につなげ、制度への正しい理解を広げます。
(2) 介護保険施設等の整備・運営	必要なサービスを必要量確保することが重要であることから、介護を必要とする高齢者の増加を見据え、施設・居住系サービス及び地域密着型サービス*の計画的な整備を進めます。また、市が設置するケアセンターを適切に運営します。
(3) 給付適正化	サービスの提供が公平・公正に行われていることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、持続可能な制度構築の基盤となっています。認定調査の平準化とケアプラン*の点検などを通じて、利用者の状態に応じた適正な認定と給付を計画的に進めます。
(4) 介護人材の確保・定着	介護保険制度の運営のすべては、介護サービスを担う人材に支えられています。介護の仕事への理解を広げ、必要な知識や技術を習得する機会を設けるとともに、就労に向けた支援を通じて、新たな担い手の参入と定着を図ります。

◆施策の柱（１）介護サービスの質の確保

112	指定居宅介護支援事業者の指導・監督等	介護保険課
指定居宅介護支援事業者の適正な運営を確保するため、集団指導、運営指導及びケアプラン*点検等を行うとともに、必要に応じて監査を実施します。		
参考指標	運営指導件数：26件、監査件数：1件〔令和7年度実績〕 ※地域密着型介護（予防）サービス事業者等との合算	

113	地域密着型介護（予防）サービス事業者等の指導・監督等	介護保険課
指定地域密着型介護サービス事業者等の適正な運営を確保するため、介護サービスの提供中に発生した事故に関して、随時報告を求めます。また、集団指導、運営指導を行い、必要に応じて監査を実施します。		
参考指標	運営指導件数：26件、監査件数：1件〔令和7年度実績〕 ※指定居宅介護支援事業者との合算	

114	介護サービス相談員派遣事業	介護保険課
介護サービス相談員が施設を訪問し、利用者の不安や不満を聴き取ることで、事業所との橋渡し役となり、利用者の不安解消や施設のサービス改善を図ります。		
活動指標	訪問施設数：各年度22施設〔令和7年度実績：22施設〕	

115	介護保険事業者に対する人材育成	介護保険課
近年課題となっているシャドウワーク*を含め、介護支援専門員（ケアマネジャー）*の業務が増加する中、専門性を生かした質の高いケアマネジメントが実現できるよう、必要な知識や制度改定等についての情報共有を行うとともに資質の向上を図るための研修会を開催します。		
活動指標	研修会開催回数：各年度2回〔令和7年度実績：2回〕	

116	災害・感染症発生時における継続的な介護サービス提供の取組支援	介護保険課
自然災害や感染症が発生した場合でも、介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう、介護サービス事業者が作成する業務継続計画（BCP）の作成や対象事業所における避難確保計画に基づく研修・訓練の実施を支援します。また、災害時に介護サービス事業所の被害状況を把握し、迅速な支援や復旧につなげるための被害状況報告訓練を定期的実施します。		
活動指標	被害状況報告訓練の実施：各年度2回〔令和7年度実績：2回〕	

117	介護保険制度周知のためのパンフレット作成	介護保険課
介護保険に加入している方に制度の理解を深めてもらうため、介護保険制度を紹介したパンフレットを作成し、周知します。		
活動指標	パンフレット作成回数：各年度1回〔令和7年度実績：1回〕	

◆施策の柱（２）介護保険施設等の整備・運営

118	施設・居住系サービスの整備	介護保険課
中長期的なサービス需要や要介護認定者数の推移、介護サービスの利用状況に加え、事業所調査の結果や介護人材の確保状況等を踏まえ、本計画期間中の整備量を見込み、介護保険施設等の施設数や利用定員総数(床数)等の整備目標を設定します。		
活動指標	以下項番②のとおり	

① 第9期計画末(令和8年度末)までの整備(見込み)

施設種別	日常生活圏域													合計
	茅ヶ崎	茅ヶ崎南	南湖	海岸	鶴嶺東	鶴嶺西	湘南	松林	湘北	小和田	松浪	浜須賀	小出	
介護老人福祉施設(か所)			1		1	1	1	1	1		1		4	11
定員(人)			100		80	100	54	70	70		80		236	790
介護老人保健施設(か所)			1		1		1		1				1	5
定員(人)			100		110		132		104				90	536
介護医療院(か所)								1						1
定員(人)								56						56
特定施設(か所)	1	1	1	2	2	2	1					2		12
定員(人)	44	68	50	108	184	89	29					101		673

② 第10期計画期間(令和9年度～令和11年度)における整備

調整中

119	地域密着型サービスの整備	介護保険課
中長期的なサービス需要や要介護認定者数の推移、介護サービスの利用状況に加え、事業所調査の結果や介護人材の確保状況等を踏まえ、本計画期間中の整備量を見込み、地域密着型サービス*の事業所数や利用定員総数等の整備目標を設定します。		
活動指標	以下項番②のとおり	

① 令和8年9月1日時点までの整備実績

サービス種別	日常生活圏域													合計
	茅ヶ崎	茅ヶ崎南	南湖	海岸	鶴嶺東	鶴嶺西	湘南	松林	湘北	小和田	松浪	浜須賀	小出	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（か所）					1									1
夜間対応型訪問介護（か所）														0
地域密着型通所介護（か所）	3	1	2	2	6	1	3	4	6	3	7	0	1	39
認知症対応型通所介護（か所）					1									1
小規模多機能型居宅介護（か所）						1	1	1	1		1	2		7
認知症対応型共同生活介護（か所）			1		2	1	1	1	2	1	3			12
定員（人）			18		36	18	18	18	36	9	54			207
地域密着型特定施設入居者生活介護（か所）					1									1
定員（人）					29									29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（か所）								1						1
定員（人）								29						29
看護小規模多機能型居宅介護（か所）					1				1			1		3

② 第10期計画期間(令和9年度～令和11年度)における整備

調整中

120	ケアセンター管理事業	高齢福祉課
介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため、ケアセンターを3か所設置し、指定管理者によるデイサービスの提供や施設の維持管理を行います。また、指定管理者による自主事業の展開を推進します。		
参考指標	延べサービス利用者数(3施設):23,108人 [令和7年度実績]	

1 施設概要(令和7年度)

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	定員 (人)	延べサービス利用者数 (人)
松林ケアセンター	松林三丁目9番28号	758.59	40	8,169
元町ケアセンター	元町10番33号	526.60	33	9,147
萩園ケアセンター	萩園1215番地4	963.16	20	5,792

2 ケアセンターについて

① ケアセンターの役割

ケアセンターは、介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため、介護保険法に規定する通所介護等のサービスを提供するとともに、介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族が孤立することのないよう支援をする等の役割を担っています。

② 事業形態等

現在、市が設置しているケアセンター3施設は、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等による経営健全化に取り組むため、指定管理者制度による利用料金制度を導入し運営を行っています。また、民間事業者のノウハウや柔軟な対応力を活用し、小規模修繕等の施設の管理実態に合わせた維持管理や利用者サービスの向上を図り、効率的・効果的な施設運営を行っています。

③ 将来の事業環境等

ケアセンターは、本計画における高齢者人口や介護需要等の見込みを踏まえ、茅ヶ崎市ケアセンター条例に基づき、引き続き指定管理者制度による運営を行います。施設・設備については、公共施設等の総合的かつ計画的な管理をするための計画である茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)を上位計画とする茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画(令和6年3月)に基づき、適切な予防保全を実施します。また、茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針(令和2年9月)に基づき、効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、ケアセンターに対する今後のニーズや周辺施設の配置状況、利用状況等を踏まえ、将来的な民営化を含めた施設の有効活用について検討します。

ケアセンターの指定管理者については、施設運営の質を担保するため、指定管理期間である5年ごとに公募により選定します。公募は提案方式により行い、今後の人口動態や物価上昇等の動向を考慮したうえで、利用者の確保や管理に係る経費の縮減方法、事業内容等について提案を求め、より質の高いサービスと施設の安定的な運営を確保します。

④ モニタリング等

ケアセンターの運営状況等については、指定管理者制度に基づき定期及び随時にモニタリングを実施し、適切かつ確実なサービス提供が確保されているかを評価します。また、必要に応じて指定管理者に対し指導や助言を行うとともに、評価結果等を公表します。

◆施策の柱（３）給付適正化

121	給付適正化の推進	介護保険課
指定居宅介護支援事業者のケアプラン*点検や医療情報との突合・縦覧点検を実施し、利用者に合ったサービスの提供と適正な給付費の支出を図ります。		
活動指標	ケアプランチェック数：各年度15件〔令和7年度実績：16件〕	

122	要介護認定調査の適正化の推進	介護保険課
介護認定調査員の県又は市主催の現任研修への参加を通じて、要介護・要支援認定における調査員の知識・技能の維持・向上を図ることで、公平・公正かつ適切な認定調査の実施を確保します。		
活動指標	新任・現任研修開催回数：各年度2回〔令和7年度実績：2回〕	

◆施策の柱（４）介護人材の確保・定着

123	介護予防・日常生活支援総合事業サービスA担い手研修	介護保険課
介護予防・日常生活支援総合事業*サービスAに従事する者が必要な基礎知識の理解と支援技術を習得するための担い手研修を実施します。		
活動指標	研修(担い手研修・援助員研修)受講者数：各年度60人〔令和7年度実績：90人〕	

124	介護人材確保フォローアップ事業(実地研修)	介護保険課
過去に担い手研修を受講した方や介護有資格者で現在未就労の方を対象に実地研修等を実施し、介護事業所への就労を促します。		
活動指標	研修回数：各年度2回〔令和8年度予定：2回〕	

125	介護人材確保フォローアップ事業(就労相談会)	介護保険課
ハローワークと連携した介護事業所の合同企業説明会・面接会を実施し、担い手研修や実地研修の受講者や、介護資格は有していないが介護業界で働くことに意欲がある方が就労できるよう支援します。		
活動指標	就労相談会の開催回数：各年度1回〔令和8年度予定：1回〕	

126	介護職の魅力発信に関する取組	介護保険課
介護分野への人材の参入を促進するため、茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会と連携し、介護との関わりの有無や年齢を問わず、様々な方に介護の仕事や介護職の魅力を知ってもらうための取組を行います。SNS等を通じて、市内の介護事業所やそこで働く職員の姿を発信するとともに、協議会と連携したイベントの開催などを通じて、介護職の魅力を発信します。		
参考指標	SNS等を通じた情報発信〔令和7年度実績〕	

第5章

介護保険給付費等の将来見通しと 介護保険料

介護保険料は、今後の介護サービスの利用状況、給付実績及び国の制度改正などを基に推計した介護保険給付量等に基づいて算定します。特に保険給付量は保険料の算定に大きく影響を与えますので、可能な限り直近の利用状況を確認したうえで分析する必要があります。以上のことから、本章において、調整段階にある箇所は「調整中」と表記しています。

第1節 介護保険給付費等の将来見通し

1 介護保険事業のサービス体系

(1) 全体像

市町村が指定・監督等を行うサービス	都道府県が指定・監督等を行うサービス	その他のサービス
介護給付		
<居宅介護支援> ・居宅介護支援 <地域密着型サービス> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<居宅サービス> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・特定施設入居者生活介護 <施設サービス> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<居宅介護住宅改修> ・住宅改修
介護予防給付		
<介護予防支援> ・介護予防支援 <地域密着型介護予防サービス> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護	<介護予防サービス> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防特定施設入居者生活介護	<介護予防住宅改修> ・介護予防住宅改修
地域支援事業		
【介護予防・日常生活支援総合事業】 <介護予防・生活支援サービス事業> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント <一般介護予防事業> 【包括的支援事業】 【任意事業】	—	—

(2) サービス種別ごとの内容

① 介護給付

居宅サービス	
訪問介護	介護福祉士等が要介護認定者宅を訪問し、提供される入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスのことをいいます。
訪問入浴介護	要介護認定者宅を訪問し、事業者が持参した浴槽によって行われる入浴の介護のことをいいます。
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護認定者宅を訪問して行う療養に関わる世話、又は必要な診療の補助のことをいいます。
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士等が、要介護認定者宅を訪問して行われる、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーションのことをいいます。
居宅療養管理指導	病院や診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が要介護認定者宅を訪問し提供される、療養上の管理及び指導等のことをいいます。
通所介護	老人デイサービスセンター等で要介護認定者に提供される、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練のことをいいます（ただし、利用定員が19人以上のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）。
通所リハビリテーション	医師の指示に基づき、介護老人保健施設、病院や診療所で要介護認定者に提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とする、リハビリテーションのことをいいます。
短期入所生活介護	要介護認定者が特別養護老人ホーム等の施設で短期間生活し、その施設で行われる、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練のことをいいます。
短期入所療養介護	要介護認定者が介護老人保健施設等の施設で短期間生活し、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上のサービスのことをいいます。
福祉用具貸与	要介護認定者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえたうえで、適切な福祉用具を貸し与えると同時に、選定のための援助、その取付けや調整等を行うことをいいます。
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないものを販売することをいいます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対して行われる入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送るうえで必要となるサービスのことをいいます。
居宅介護住宅改修	
住宅改修	要介護認定者が居宅で自立した生活を送ることができるよう支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給することをいいます。
地域密着型サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護認定者宅の定期的な巡回や、要介護認定者からの連絡によって居宅を訪問して行われる入浴、排せつ、食事等の介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス等のことをいいます。
地域密着型通所介護	老人デイサービスセンター等で要介護認定者に提供される、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練のことをいいます（ただし、利用定員が19人未満のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）。
認知症対応型通所介護	認知症の要介護認定者が老人デイサービスセンター等を訪れて利用する、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。
小規模多機能型居宅介護	要介護認定者宅で、又は要介護認定者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。

看護小規模多機能型居宅介護	要介護認定者宅で、又は利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排せつ、食事等の介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の要介護認定者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対して行われる入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話をいいます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が 29 人以下の地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護認定者に対して行われる入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス等や機能訓練、療養上のサービスのことをいいます。
施設サービス	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームに入所する要介護認定者に対して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことをいいます。
介護老人保健施設	介護老人保健施設に入所する要介護認定者に対して、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことをいいます。
介護医療院	要介護認定者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に行うことをいいます。
居宅介護支援	
居宅介護支援	要介護認定者が居宅サービス等を適切に利用することができるよう、心身の状況、おかれている環境、本人や家族の希望等を考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者等を定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うことをいいます。

② 介護予防給付

介護予防サービス	
介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として、要支援認定者宅を訪問し、事業者が持参した浴槽によって期間を限定して行われる入浴の介護のことをいいます。
介護予防訪問看護	医師の指示に基づき、介護予防を目的として、看護師等が一定の期間、要支援認定者宅を訪問して行う、療養に関わる世話、又は必要な診療の補助のことをいいます。
介護予防訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、介護予防を目的として、理学療法士等が一定の期間、要支援認定者宅を訪問して行われるリハビリテーションのことをいいます。
介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的として、病院や診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が要支援認定者宅を訪問し提供される、療養上の管理及び指導等のことをいいます。
介護予防通所リハビリテーション	医師の指示に基づき、介護予防を目的として、一定期間、介護老人保健施設、病院、診療所等で要支援認定者に提供される、理学療法、作業療法、そのほかの必要なリハビリテーションのことをいいます。
介護予防短期入所生活介護	要支援認定者が介護予防を目的として、特別養護老人ホーム等の施設で短期間生活し、その施設で行われる、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援及び機能訓練のことをいいます。
介護予防短期入所療養介護	要支援認定者が介護予防を目的として、介護老人保健施設等の施設で短期間生活し、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほか必要となる医療、日常生活上の支援のことをいいます。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち、介護予防に効果があるとして厚生労働大臣が定めた福祉用具を、要支援認定者に貸し与えることをいいます。
特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、介護予防に効果のあるものであって、入浴や排せつの際に用いられる等の理由によって貸与にはなじまないものを販売することをいいます。
介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設に入居している要支援認定者に対して、介護予防を目的として行われる入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいいます。

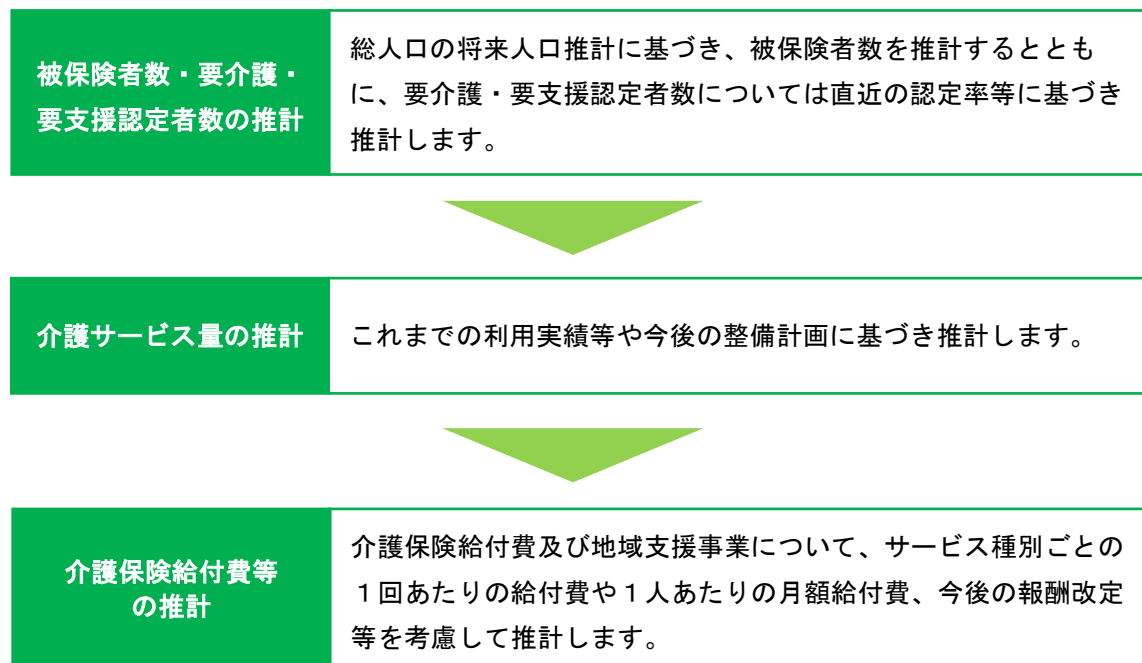
介護予防住宅改修	
介護予防住宅改修	要支援認定者が居宅で自立した生活を送れるように支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給することをいいます。
地域密着型介護予防サービス	
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防を目的として、認知症の要支援認定者が、老人デイサービスセンター等を訪れ、一定期間そこで提供される入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援認定者宅で、又は要支援認定者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。
介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防を目的として、認知症の要支援認定者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。
介護予防支援	
介護予防支援	要支援認定者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センター又は指定を受けた居宅介護支援事業所の職員が、利用者の心身の状況、おかれている環境、本人や家族の希望等を考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者等を定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うことをいいます。

③ 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	
国基準訪問型サービス	ホームヘルパー（訪問介護員）が要支援認定相当者宅を訪問し、提供される入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスのことをいいます。
訪問型サービスA	生活援助員（市の研修を修了した方）等が要支援認定相当者宅を訪問し、提供される日常生活で必要な調理、洗濯、掃除等の支援（生活援助）のサービスのことをいいます。
国基準通所型サービス	老人デイサービスセンター等で要支援認定相当者に提供される、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練のことをいいます。
通所型サービスA	老人デイサービスセンター等で要支援認定相当者に提供される、日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練のことをいいます。
介護予防ケアマネジメント	要支援認定相当者及び事業対象者が介護予防・生活支援サービスを適正に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が利用者の心身の状況、おかれている環境、本人や家族の希望等を考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者等を定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うことをいいます。
一般介護予防事業	
一般介護予防事業	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場の充実や、リハビリテーションの専門的知見を活かした自立支援の取組を通じて、介護予防を推進する事業（転倒予防教室、歌体操教室、頭と体の元気アップ教室等）をいいます。
包括的支援事業	
包括的支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、包括的な支援を行う事業（地域包括支援センター運営事業、在宅医療介護連携推進事業、認知症初期集中支援推進事業、生活支援体制整備事業等）をいいます。
任意事業	
任意事業	地域の実情に応じて、自治体の創意工夫により任意で実施する事業（給付適正化の推進、認知症等行方不明高齢者SOSネットワーク事業、高齢者安心電話相談事業、成年後見制度利用支援事業等）をいいます。

2 介護保険給付費等の推計の流れ

本計画期間中における介護保険給付費等の見込量について、第1号被保険者数や要介護・要支援認定者数、サービス種別ごとの利用実績や今後の介護サービス基盤の整備計画等に基づき、推計を行います。



3 被保険者数、要介護・要支援認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

第1号被保険者数は増加傾向にあり、令和22(2040)年度には、●●,●●●人になると見込まれます。

(各年10月1日現在)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	17年度	22年度
第1号被保険者数(人)	66,227	66,650						
65～74歳	27,023	26,435						
75～84歳	27,009	27,403						
85歳以上	12,195	12,812						
(後期高齢者構成割合)	(59.2)	(60.3)						
第2号被保険者数(人)	91,674	91,906						

※ 8年度までは実績値(資料:介護保険事業状況報告)、9年度以降は推計値

(2) 要介護・要支援認定者数の推計

要介護・要支援認定者は、令和22(2040)年度には、●●,●●●人になると見込まれます。

(各年10月1日現在)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	17年度	22年度
第1号被保険者(人)	12,459	13,053						
65～74歳	963	953						
75～84歳	4,490	4,670						
85歳以上	7,006	7,430						
(後期高齢者構成割合)	(92.3)	(92.7)						
第2号被保険者(人)	255	259						
合計	12,714	13,312						

※ 8年度までは実績値(資料:介護保険事業状況報告)、9年度以降は推計値

(3) 要介護・要支援認定者数の推計(介護度別)

要介護・要支援の状態区分ごとでは、●●の区分において●●傾向にあります。

(各年10月1日現在)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	17年度	22年度
第1号被保険者(人)	12,459	13,053						
要支援1	2,214	2,308						
要支援2	2,219	2,393						
要介護1	2,253	2,454						
要介護2	1,891	1,984						
要介護3	1,493	1,415						
要介護4	1,534	1,607						
要介護5	855	892						
第2号被保険者(人)	255	259						
要支援1	29	29						
要支援2	61	62						
要介護1	25	21						
要介護2	47	51						
要介護3	34	36						
要介護4	30	30						
要介護5	29	30						
合計(人)	12,714	13,312						
要支援1	2,243	2,337						
要支援2	2,280	2,455						
要介護1	2,278	2,475						
要介護2	1,938	2,035						
要介護3	1,527	1,451						
要介護4	1,564	1,637						
要介護5	884	922						

※ 8年度までは実績値(資料:介護保険事業状況報告)、9年度以降は推計値

4 介護サービス量の推計

(1) 居宅サービス等

サービス種別	区分	単位	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	17 年度	22 年度
訪問介護	介護	回数	56,932	60,958						
		人数	1,886	1,999						
訪問入浴介護	介護	回数	844	742						
		人数	174	159						
	予防	回数	12	15						
		人数	4	3						
訪問看護	介護	回数	12,459	14,715						
		人数	1,512	1,690						
	予防	回数	2,756	3,538						
		人数	431	515						
訪問リハビリテーション	介護	回数	1,352	1,316						
		人数	118	111						
	予防	回数	336	362						
		人数	37	37						
居宅療養管理指導	介護	人数	2,065	2,218						
	予防	人数	210	232						
通所介護	介護	回数	17,261	17,835						
		人数	1,742	1,831						
通所リハビリテーション	介護	回数	3,863	3,962			調整中			
		人数	533	544						
	予防	人数	242	234						
短期入所生活介護	介護	日数	4,668	4,826						
		人数	480	471						
	予防	日数	107	113						
		人数	19	18						
短期入所療養介護	介護	日数	161	117						
		人数	23	18						
	予防	日数	3	1						
		人数	0	0						
福祉用具貸与	介護	人数	3,398	3,593						
	予防	人数	1,467	1,592						
特定福祉用具販売	介護	人数	54	51						
	予防	人数	26	28						
住宅改修費	介護	人数	37	36						
	予防	人数	28	33						
特定施設入居者生活介護	介護	人数	580	601						
	予防	人数	84	103						
居宅介護支援 介護予防支援	介護	人数	4,729	5,004						
	予防	人数	1,855	1,994						

※ 7 年度までは実績、8 年度は見込値、9 年度以降は推計値。回（日）数は、1 月あたりの数、人数は 1 月あたりの利用者数。

(2) 地域密着型サービス

サービス種別	区分	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	17年度	22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	人数	24	22	調整中					
地域密着型通所介護	介護	回数	7,621	8,002						
		人数	887	951						
認知症対応型通所介護	介護	回数	78	82						
		人数	10	12						
	予防	回数	0	0						
		人数	0	0						
小規模多機能型居宅介護	介護	人数	171	168						
	予防	人数	2	3						
認知症対応型共同生活介護	介護	人数	199	202						
	予防	人数	0	0						
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護	人数	29	28						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	人数	29	29						
看護小規模多機能型居宅介護	介護	人数	84	83						

※ 7年度までは実績、8年度は見込値、9年度以降は推計値。回数は、1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数。

(3) 施設サービス

サービス種別	区分	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	17年度	22年度
介護老人福祉施設	介護	人数	752	775	調整中					
介護老人保健施設	介護	人数	529	516						
介護医療院	介護	人数	31	28						

※ 7年度までは実績、8年度は見込値、9年度以降は推計値。人数は1月あたりの利用者数。

5 介護保険給付費等の推計

(1) 介護保険給付費の推計

サービス種別ごとの利用者数の推計値に1人(1回(1日))あたりの介護保険給付費等見込額等乗じ、報酬改定等も踏まえたうえで、推計しています。

(単位：百万円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	17年度	22年度
在宅サービス	9,634	10,135						
居住系サービス	2,291	2,382						
施設サービス	4,770	4,802						
特定入所者介護サービス費	204	193				調整中		
高額介護サービス費	543	560						
審査支払手数料	15	16						
合計	17,457	18,088						

※ 7年度までは実績、8年度は見込値、9年度以降は推計値。

(2) 地域支援事業費の推計

介護予防・日常生活支援総合事業などの制度改正を踏まえて、各サービスを適切に提供するために必要な費用を推計しています。

(単位：百万円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	17年度	22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	684	721						
訪問型サービス	195	189						
通所型サービス	408	439						
介護予防ケアマネジメント	61	64				調整中		
一般介護予防事業	15	24						
その他	5	5						
包括的支援事業	401	349						
任意事業	18	20						
合計	1,103	1,090						

※ 7年度までは実績、8年度は見込値、9年度以降は推計値。

第2節 介護保険料の算定

1 介護保険料算定の流れ

第1号被保険者の保険料は、3年間の介護保険事業に係る費用（保険給付費等）をもとに算出し、1人あたりの平均的な保険料（基準額）を設定します。

介護保険事業に要する費用（保険給付費等）の総額の算出

介護保険料基準額の設定

所得段階別介護保険料の設定

2 介護保険事業に要する費用（保険給付費等）の総額の算出

第10期計画の期間中における3年間の介護保険事業に要する費用（保険給付費等）の総額を算出します。

（単位：百万円）

	9年度	10年度	11年度	合計
標準給付費	調整中			
地域支援事業費				
合計				

※ 標準給付費は、介護サービス及び介護予防サービスの給付に要する費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等及び審査支払手数料を含む）の見込額です。

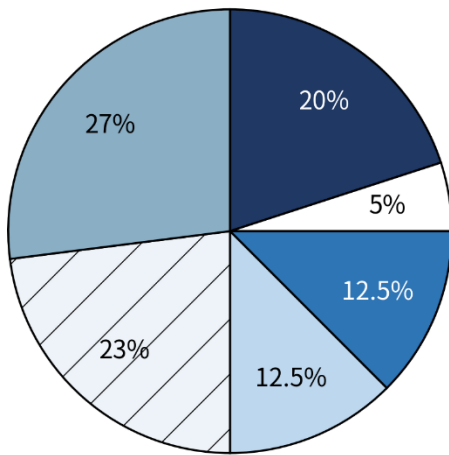
※ 地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に要する費用の見込額です。

3 介護保険料基準額の設定

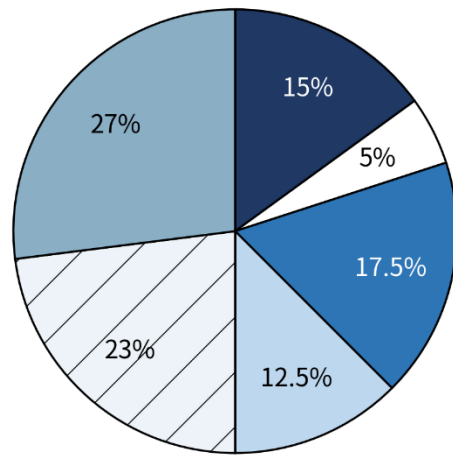
介護保険のサービスに要する費用は、利用者の自己負担分を除き、被保険者に納めていただく保険料と、公費（国・県・市の負担）を財源としています。また、第1号被保険者（65歳以上の方）にも、保険給付費等の一定割合を負担していただいています。ここでは、保険給付費等の財源構成と第1号被保険者の負担割合を示すとともに、今後の介護サービスの利用見込み等を踏まえた、介護保険料基準額の算定の考え方と流れを示します。

（1）保険給付費の財源

居宅給付費の財源



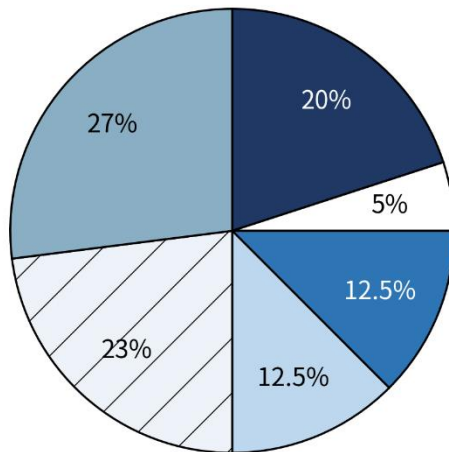
施設等給付費の財源



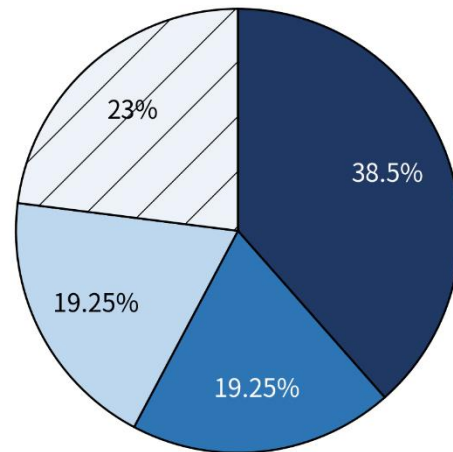
国の負担
 神奈川県負担
 65歳以上の第1号被保険者保険料
 茅ヶ崎市負担
 40歳から64歳までの第2号被保険者保険料
 国の負担（調整交付金）

（2）地域支援事業の財源

介護予防・日常生活支援総合事業の財源



包括的支援事業・任意事業の財源



国の負担
 神奈川県負担
 65歳以上の第1号被保険者保険料
 茅ヶ崎市負担
 40歳から64歳までの第2号被保険者保険料
 国の負担（調整交付金）

(3) 第1号被保険者保険料の算定

計画期間中の標準給付費見込額(N)と地域支援事業費(Q)をそれぞれ算出し、第1号被保険者保険料の財源構成比率、調整交付金の交付見込額(T)及び介護保険運営基金取崩額(U)等を勘案して保険料収納必要額(X)を算出します。さらに、保険料収納必要額(X)を予定保険料収納率(a)及び所得段階別加入者割合補正後被保険者数(b)で除して得た額を、12で除して10円未満の端数を調整した額が、保険料基準額(月額)(c)となります。

(単位：百万円)

		9年度	10年度	11年度	合計
標準給付費見込額	居宅サービス給付費 (A)				
	地域密着型サービス給付費 (B)				
	住宅改修給付費 (C)				
	居宅介護支援給付費 (D)				
	施設サービス給付費 (E)				
	介護予防サービス給付費 (F)				
	地域密着型介護予防サービス給付費 (G)				
	介護予防住宅改修給付費 (H)				
	介護予防支援給付費 (I)				
	総給付費① (J=A+B+C+D+E+F+G+H+I)				
	特定入所者介護サービス費給付額 (K)				
	高額介護サービス費給付額 (L 1)				
	高額医療合算介護サービス費給付額 (L 2)				
	審査支払手数料 (M)				
	標準給付費見込額 (N=J+K+L 1+L 2+M)		調整中		
地域支援事業費	包括的支援事業費(地域包括支援センター分)+任意事業費 (O 1)				
	包括的支援事業費(その他分) (O 2)				
	介護予防・日常生活支援総合事業費 (P)				
	地域支援事業費 (Q=O 1+O 2+P)				
第1号被保険者保険料	第1号被保険者保険料負担分相当額 (R= (N+Q) × 23%)				
	調整交付金相当額 (S= (N+P) × 5%)				
	調整交付金の交付見込額 (T)				
	介護保険運営基金取崩額 (U)				
	保険者機能強化推進交付金等 (V)				
	市町村特別給付費等 (W)				
	保険料収納必要額 (X=R+S-T-U-V+W)				
	予定保険料収納率 (a)				%
	所得段階別加入者割合補正後被保険者数 (b)	人	人	人	人

(単位：円)

保険料基準額(月額) (c=X÷a÷b÷12)	調整中
保険料基準額(年額) (d=c×12)	

4 所得段階別介護保険料の設定

第10期計画期間における所得段階別の介護保険料は次のとおりです。

所得段階	収入額等の区分	算定式	保険料額（年額）
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階	調整中	基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円
第 段階		基準額 ×	円



第6章

進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民、地域団体、事業者、関係機関、市など、様々な関係者の適切な役割分担と相互の連携・協働による取組が必要です。

このため、介護保険の被保険者（公募市民）や公共的団体等の代表者、高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者、介護サービス事業者、学識経験者からなる、市の附属機関である「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」において、本計画の進捗状況を把握・検証することで、計画を推進していきます。

また、市では、本計画に基づく施策を推進するにあたり、「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議」において、福祉、保健、まちづくりその他の高齢者福祉の推進に関わる施策との調整を図るなど、関係各課の連携を図ります。

2 計画の進行管理

◆ 進行管理の方法

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善（Action）のサイクルに沿って、毎年度、施策の取組状況等を確認し、必要に応じて見直しや改善を図ります。

本計画では、各施策に指標を設けています（第3章第2節参照）。進行管理は、これらの指標を起点として、施策の内容を踏まえた振り返りを行うものとします。

進行管理にあたっては、年度ごとに各施策の進捗状況の確認と、これら各施策の進捗状況を踏まえた基本方針ごとの振り返りを行います。また、本計画の期間終了後に3か年の総合評価を行い、併せて、基本方針ごとに設定した指標の達成度を、令和11（2029）年度末時点で得られる最新データにより確認します。

なお、すべての施策に共通する事項として位置付けた「必要な情報を届ける取組」については、各施策の目的に応じて、対象者に必要な情報を届けることができたかという観点から、振り返りを行うものとします。

◆ 報告・公表

本計画の進捗状況の把握・検証にあたっては、毎年度、前年度の進捗状況の実績を「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」に報告し、意見聴取を行います。また、進捗状況については、市ホームページにおいて公表し、市民及び関係者との共有を図ります。

資料編

1 計画策定の根拠となる法令

1 社会福祉法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

2 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その福祉サービスの提供に当たっては、利用

者の意思決定の支援に配慮しつつ、その意向を十分に尊重するよう努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との密接な連携の下に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4 都道府県は、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を自ら行う場合には、前項の整備を行う市町村との密接な連携の下に行うものとする。

第10章 地域福祉の推進

第2節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 老人福祉法（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

（老人福祉増進の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

第3章の2 老人福祉計画

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項

(2) 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

4 市町村は、第2項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び

介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

5 厚生労働大臣は、市町村が第2項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画(第2項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 介護保険法（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（国民の努力及び義務）

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 都道府県は、前項の助言及び援助をするに当たっては、介護サービスを提供する事業所又

は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。

第7章 介護保険事業計画

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (2) 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - (3) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
 - (4) 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 前項第1号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - (2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
 - (3) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
 - (4) 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項
 - (5) 介護給付等対象サービスの提供又は地域支援事業の実施のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連

携した取組に関する事項

- (6) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - (7) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - (8) 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項
 - (9) 前項第1号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第5項に規定する登録住宅(次条第3項第7号において「登録住宅」という。)のそれぞれの入居定員総数(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第41条第1項本文、第42条の2第1項本文又は第53条第1項本文の指定を受けていないものに係るものに限る。次条第3項第7号において同じ。)
 - (10) 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第118条の2第1項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案するとともに、医療法第30条の18の5第1項の規定による協議の結果(同項第4号に掲げる事項に係るものに限る。)を考慮して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。
- 7 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村は、第2項第3号に規定する施策の実施状況及び同項第4号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 9 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 10 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法

律第 5 条第 1 項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならぬ。

- 11 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条の 2 第 1 項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画(第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 14 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

4 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者(以下「認知症の人」という。)が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策(以下「認知症施策」という。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。)の実現を推進することを目的とする。

（基本理念）

第3条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- (2) 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- (3) 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- (4) 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- (5) 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者(以下「家族等」という。)に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- (6) 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- (7) 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施

する責務を有する。

第2章 認知症施策推進基本計画等

(都道府県認知症施策推進計画)

第12条 都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画(以下この条及び次条第1項において「都道府県計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県計画は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画、介護保険法(平成9年法律第123号)第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。

5 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。

6 都道府県は、当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

7 第3項の規定は第5項の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、第3項及び第4項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(市町村認知症施策推進計画)

第13条 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画(次項及び第3項において「市町村計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 前条第3項から第7項までの規定は、市町村計画について準用する。

第3章 基本的施策

(認知症の人に関する国民の理解の増進等)

第14条 国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるた

めの運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進)

第 15 条 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定、民間における自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の社会参加の機会の確保等)

第 16 条 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人(65 歳未満で認知症となった者をいう。以下この項において同じ。)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護)

第 17 条 国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症に係る専門的な医療又は認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な認知症の人に対する医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に規定する地域包括ケアシステムを構築することを通じ、保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、認知症の人の保健、医療又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制の整備等）

第 19 条 国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に、認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図るものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（認知症の予防等）

第 21 条 国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 計画策定の体制及び経過

1 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会

■委員名簿（任期） 令和6年11月～令和9年11月

◎は委員長、○は副委員長

委員名	区分	所属団体等
鈴木 俊一	茅ヶ崎市の 介護保険の 被保険者	公募市民
深澤 拓方		
水沼 信之（～令和7年6月） 赤沼 真夫（令和7年6月～）	市の区域内の 公共的団体等の 代表者	一般社団法人茅ヶ崎医師会
下里 隆史		一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会
関 義弘（～令和8年6月） 中村 光子（令和8年6月～）		一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会
井上 明		茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会
丸山 泰（～令和8年5月） 木下 操（令和8年5月～）		茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
川戸 茂（～令和7年7月） 矢藤 誠治（令和7年7月～ 令和8年6月） 習田 祐子（令和8年6月～）		茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会
水島 修一（～令和7年7月） 越野 明（令和7年7月～）		社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
鶴田 國夫（～令和7年8月） 鶴岡 莞子（令和7年8月～）	高齢者福祉に関 する活動を行う 団体の代表者	茅ヶ崎市老人クラブ連合会
廣田 みつ子（～令和8年5月） 平岡 美智子（令和8年5月～）		茅ヶ崎ボランティア連絡会
青柳 雅之	市の区域内の 介護サービス 事業者	茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会
○加藤 潤一		一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会
◎大崎 逸朗	学識経験を 有する者	学識経験者

※「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則」における区分の並び順に掲載しています。

2 計画策定経過

年 月 日	実施内容
令和 6（2024）年度	
12月4日（水） ～12月26日（木）	「認知症に関する住民向けアンケート調査」の実施
1月31日（金）	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（令和6年度第2回） (1) 委員長・副委員長の選出 (2) 第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（諮問） (3) 第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の方向性について (4) その他
令和 7（2025）年度	
10月1日（水）	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（令和7年度第1回） (1) 副委員長の選出について (2) 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について (3) 第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査について (4) その他
11月11日（火） ～12月1日（月）	「高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関するアンケート調査」の実施
2月2日（月） ～2月27日（金）	「介護サービス事業所調査」の実施
3月18日（水）	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（令和7年度第2回） (1) 認知症施策推進計画について (2) 認知症施策推進計画の策定について（諮問） (3) 第10期計画策定に係るアンケート調査の中間報告について (4) その他
令和 8（2026）年度	
6月25日（木）	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（令和8年度第1回） (1) 令和8年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュールについて (2) 第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の構成と基本的な方向性について (3) その他

年 月 日	実施内容
10月1日（木）	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（令和8年度第2回） (1) 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について (2) 第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）について (3) 介護保険料の考え方について (4) その他

3 パブリックコメント実施結果（概要）

本計画(素案)について、パブリックコメントを実施しました。実施結果の概要は以下のとおりです。詳細については、茅ヶ崎市ホームページをご覧ください。

1 募集期間 令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

2 意見の件数・意見提出者数 件・ 人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数								

4 内容別の意見件数

	項 目	件 数
	合計	件

4 用語集

アルファベット

ACP（エーシーピー：アドバンス・ケア・プランニング）

将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体にその家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組。

あ行

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づく支援以外の支援のこと。近隣住民や地域社会、ボランティアなどが提供する支援活動が該当する。

オーラルフレイル

老化に伴う様々な口腔の状態（歯数・口腔衛生・口腔機能など）の変化に、口腔健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象及び過程。

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護又は要支援と認定された利用者からの相談に応じ、及び利用者がその心身の状況などに応じて適切な介護サービスを利用できるように市町村、介護サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う専門職。利用者が自立した日常生活を送るために必要となる援助に関する専門的知識と技術をもつものとして、介護支援専門員証を交付されている。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス」と、65 歳以上の人等を対象とした「一般介護予防事業」からなり、要介護状態等になることの予防又は軽減もしくは悪化の防止及び地域において自立した日常生活の支援を目的として行われる事業。

キャラバン・メイト

「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師役を務める人。全国キャラバン・メイト連絡協議会と自治体・企業等が協催するキャラバン・メイト講座（養成）研修を修了し、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録することであることができる。

ケアプラン

要介護認定を受けた高齢者が介護サービスを受ける場合に、受けるサービスの内容や回数などを定めたもの。主に要介護1から5の場合は介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要支援1から2の場合は地域包括支援セン

ター職員が本人や家族等と相談しながら作成する。

軽度認知障害

記憶障害などの軽度の認知機能の障害が認められるが、日常生活にはあまり支障を来さない程度であるため、認知症とは診断されない状態をいう。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均。

さ行

市民後見人

→ 成年後見制度

若年性認知症

65歳未満で発症した認知症のこと。

シャドウワーク

制度や契約の枠外で行われる、記録や評価の対象とならない業務や支援のこと。利用者や家族の生活を支えるために不可欠であるにも関わらず、公式に認められにくく、負担として可視化されにくい業務を指す。

重層的支援体制整備事業

市町村において、世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める「包括的相談支援事業」、社会とのつながりを作るための支援を行う「参加支援事業」、世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり事業」を柱として、これら3つの事業を一層効果的かつ円滑に実施するために、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業を一体的に実施し、既存制度や機関の対応力や連携の強化を図ることで、包括的な支援体制を整備するもの。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が不十分な人の権利を守るため、財産の管理や契約などの法律行為を本人に代わって行う成年後見人等を選任し、本人を法的に守り支える制度。法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度では、本人の判断能力の程度に応じて、家庭裁判所が成年後見人、保佐人または補助人を選任する。任意後見制度では、本人に十分な判断能力があるうちに、任意後見人に委任する内容を公正証書による契約であらかじめ定め、本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで、任意後見人による支援が開始される。成年後見人等の担い手としては、本人の親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職や、社会福祉法人等の団体（法人後見）、市町村等が実施する研修を修了した市民が成年後見人等として活動する市民後見人がある。

団塊ジュニア世代

団塊の世代の子ども世代にあたる第二次ベビーブーム世代(1971年(昭和46年)～1974年(昭和49年)生まれ世代)のこと。

団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム時に生まれた世代(1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)生まれ世代)のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師等・社会福祉士等・主任ケアマネジャー等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関のこと。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活が続けられるよう、多様かつ柔軟なサービスを提供するための仕組みで、原則として、事業所や施設がある市区町村に住む人が利用するサービス。

チームオレンジ

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人本人が参画し、その意向を支援チームの活動に反映する機会を設け、地域ごとに、認知症の人やその家族を、その支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。

超高齢社会

総人口に占める高齢者(65歳以上人口)の割合を高齢化率といい、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれる。

デジタル・インクルージョン

あらゆる人がデジタル技術の恩恵を享受し、社会に参加できる状態のこと。

デジタルデバイド

情報通信技術(特にインターネット)の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる生活の利便性や経済的な格差。情報格差。

な行

認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。地域の実情に応じて認知症地域支援推進員が企画する等様々な実施主体・方法で開催されている。

認知症ケアパス

認知症の始まりから人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのかについて、流れをあらかじめ標準的に示したもの。

は行

ハイリスクアプローチ

健診などで疾患の発症リスクが高い対象者や、既に疾患を有する者を抽出し、個別に介入することで、疾患の早期発見や重症化を防ぐこと。

避難行動要支援者

高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難で、その円滑な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。

フレイル

要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のことを意味する。

ポピュレーションアプローチ

集団全体を対象とする（健康人も含む）啓発・情報提供、予備群も含む軽症者を対象とする介入のこと。

や行

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人が、市町村の老人福祉法に基づく措置決定により入所し、自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓練・援助を行うことを目的とする施設。地方公共団体又は社会福祉法人が設置。

ら行

ライフコースアプローチ

胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

運動器の障害のために立ったり歩いたりするための身体能力（移動機能）が低下した状態。

第 1 0 期

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

令和（ ）年 月発行 部作成

発行 茅ヶ崎市福祉部 高齢福祉課・介護保険課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話 0467-81-7162（直通）／高齢福祉課

電話 0467-81-7164（直通）／介護保険課

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

